

令和6年4月

令和5年における  
生活経済事犯の検挙状況等について

警察庁生活安全局  
生活経済対策管理官

## 目次

第1	概要	
1	全体の検挙状況	1
2	分野毎の特徴点	2
第2	消費者取引の安全・安心を阻害する事犯	
1	利殖勧誘事犯	3
2	特定商取引等事犯	8
3	ヤミ金融事犯	13
第3	知的財産権侵害事犯	
1	商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯	17
2	その他の知的財産権侵害事犯	20
第4	国民の健康や環境等に対する事犯	
1	環境事犯	24
2	保健衛生事犯	28
3	その他の生活経済事犯の検挙事例	31
	用語の説明	32
第5	統計資料	
1	検挙状況等	
(1)	利殖勧誘事犯	34
(2)	特定商取引等事犯	34
(3)	ヤミ金融事犯	35

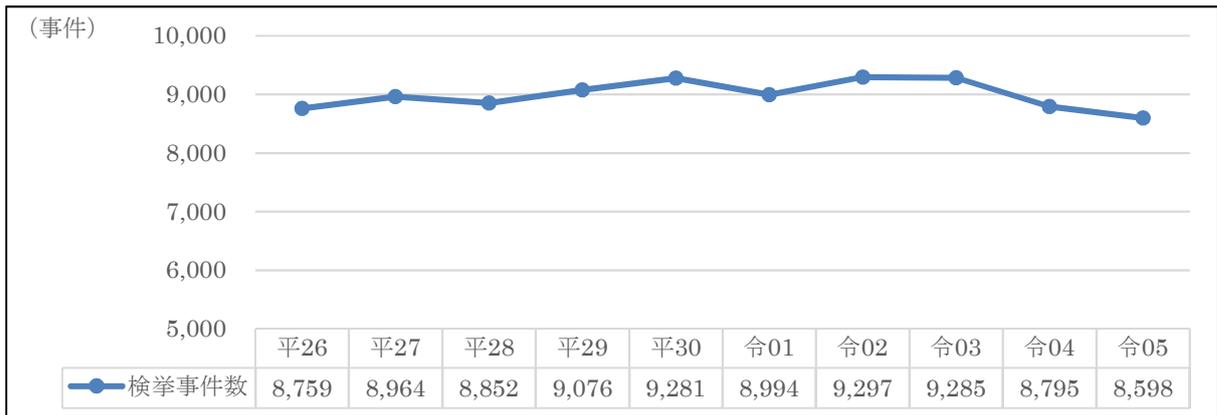
(4) 知的財産権侵害事犯 .....	36
(5) 環境事犯 .....	38
(6) 保健衛生事犯 .....	39
(7) その他の生活経済事犯 .....	40
(8) 生活経済事犯に係る犯行ツール対策 .....	41
2 相談状況の調査結果 .....	42

## 第1 概要

### 1 全体の検挙状況

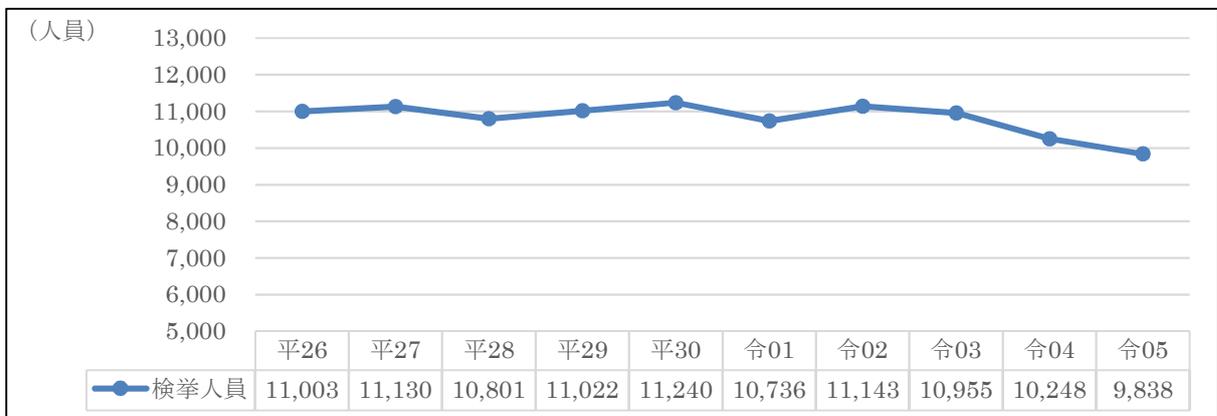
令和5年中の生活経済事犯の検挙事件数は8,598事件と、前年より197事件(2.2%)減少し、検挙人員は9,838人と、前年より410人(4.0%)減少したが、過去10年間でみるとおおむね横ばいとなっている。

図表1 過去10年間における生活経済事犯の検挙事件数の推移



注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

図表2 過去10年間における生活経済事犯の検挙人員の推移



図表3 過去5年間における生活経済事犯の検挙状況の推移

		令01	令02	令03	令04	令05
利殖勧誘事犯	検挙事件数	41	38	46	37	43
	検挙人員	176	130	144	106	127
特定商取引等事犯	検挙事件数	132	132	106	111	108
	検挙人員	230	204	179	251	194
ヤミ金融事犯	検挙事件数	639	592	502	627	671
	検挙人員	724	701	598	708	732
知的財産権侵害事犯	検挙事件数	516	441	485	458	385
	検挙人員	605	523	547	520	468
環境事犯	検挙事件数	6,189	6,649	6,627	6,111	5,832
	検挙人員	7,106	7,771	7,648	6,945	6,513
保健衛生事犯	検挙事件数	281	280	251	209	257
	検挙人員	400	348	315	257	319
その他の生活経済事犯	検挙事件数	1,196	1,165	1,268	1,242	1,302
	検挙人員	1,495	1,466	1,524	1,461	1,485
合計	検挙事件数	8,994	9,297	9,285	8,795	8,598
	検挙人員	10,736	11,143	10,955	10,248	9,838

## 2 分野毎の特徴点

### (1) 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

#### ア 利殖勧誘事犯

- 検挙事件数43事件のうち、17事件（39.5%）が集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯であり、FX等の国際金融取引やソーシャルメディア等の情報通信技術を悪用した事犯がみられる。
- 相談受理件数は増加傾向であり、相談当事者は、20歳代以上の各年代で大きな隔たりなく分布。

#### イ 特定商取引等事犯

- 検挙事件数108事件のうち、85事件（78.7%）が訪問販売に関連した事犯であり、住宅リフォームの工事請負契約に係る事犯等がみられる。
- 65歳以上からの相談が約半数（46.8%）を占めるほか、類型別にみると、連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引に係る相談に関して、20歳代の割合が他の年代と比較して多い。

#### ウ ヤミ金融事犯

- 無登録・高金利事犯の検挙事件数は56事件と、ヤミ金融事犯に関する相談受理件数と同様、減少傾向が継続。
- 他方で、先払い買取り商法やクレジットカード決済による商品販売等、通常の商取引を仮装した巧妙な手口による事犯が依然として発生。

### (2) 知的財産権侵害事犯

- 海賊版を含む著作権侵害事犯の検挙事件数98事件のうち、83事件（84.7%）がインターネット利用事犯。
- 情報通信技術を悪用した転職・独立時の情報持出し等の営業秘密侵害事犯の検挙事件数は過去最多となった前年に次ぐ26事件で、依然として高水準で推移。

### (3) 国民の健康や環境等に対する事犯

- 動物虐待事犯の検挙事件数は181事件であり、過去最多。
- 保健衛生事犯の検挙事件数の内訳をみると、薬事関係事犯は48事件、医事関係事犯は22事件、公衆衛生関係事犯は187事件と、全ての類型で前年より増加。

## 第2 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

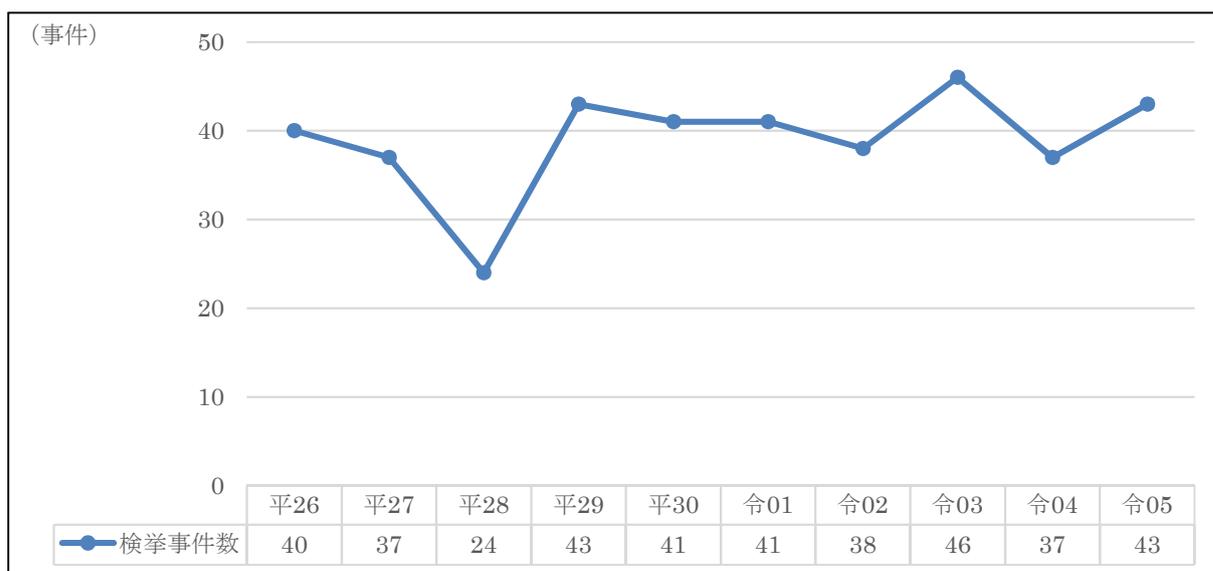
### 1 利殖勧誘事犯

#### (1) 検挙状況

令和5年中の利殖勧誘事犯の検挙事件数は43事件と、前年より6事件(16.2%)増加し、検挙人員は127人と、前年より21人(19.8%)増加した。

検挙事件数を類型別にみると、17事件(39.5%)が集団投資スキーム(ファンド)に関連した事犯であり、FX等の国際金融取引やソーシャルメディア等の情報通信技術を悪用した事犯がみられる。

図表4 過去10年間における利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移



図表5 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況(令和4年及び令和5年)

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	令04	令05	令04	令05	令04	令05	令04	令05	令04	令05
未公開株	1	2	3	7	0	2	37	15,098	2億1,600万円	107億円
集団投資スキーム(ファンド)	22	17	54	69	4	3	2,466	8,900	107億484万円	327億6,687万円
デリバティブ取引	7	5	34	8	0	0	16,785	210	28億3,398万円	4億9,777万円
上記以外の預り金	5	14	11	26	1	2	376	1,283	14億6,616万円	63億9,589万円
その他	2	5	4	17	0	0	10,885	6,502	4億8,951万円	755億9,385万円
合計	37	43	106	127	5	7	30,549	31,993	157億1,050万円	1,259億5,439万円

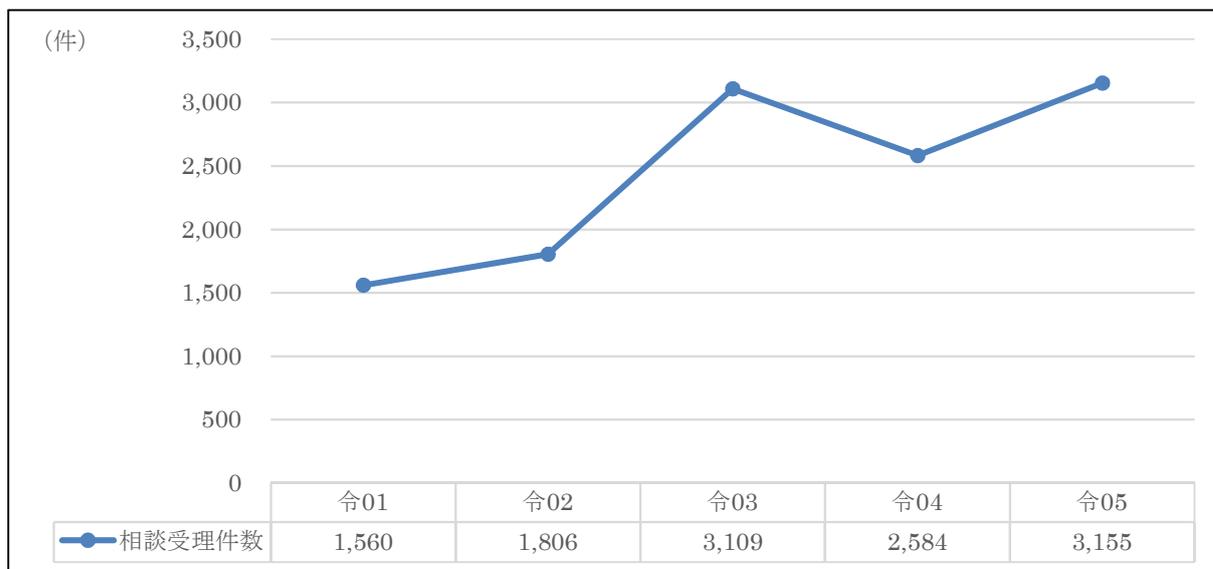
- 注1 未公開株に関連した事犯：未公開株を商材とした事犯  
 集団投資スキーム(ファンド)に関連した事犯：出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯  
 デリバティブ取引に関連した事犯：商品先物取引、FX、暗号資産、バイナリーオプション、CO2排出権に係る取引等、将来変動する価格に対する取引を商材とした事犯  
 上記以外の預り金に関連した事犯：勧誘時に「元本保証」をうたったことにより、出資法第2条にいう預り金(業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為)に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、集団投資スキーム(ファンド)及びデリバティブ取引に該当しないもの。勧誘時に「元本保証」をうたってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合を含む。  
 その他の事犯：上記以外の利殖勧誘事犯
- 2 複数の類型にまたがる事犯については、表中で上位にある類型に計上している。  
 3 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

## (2) 相談受理状況

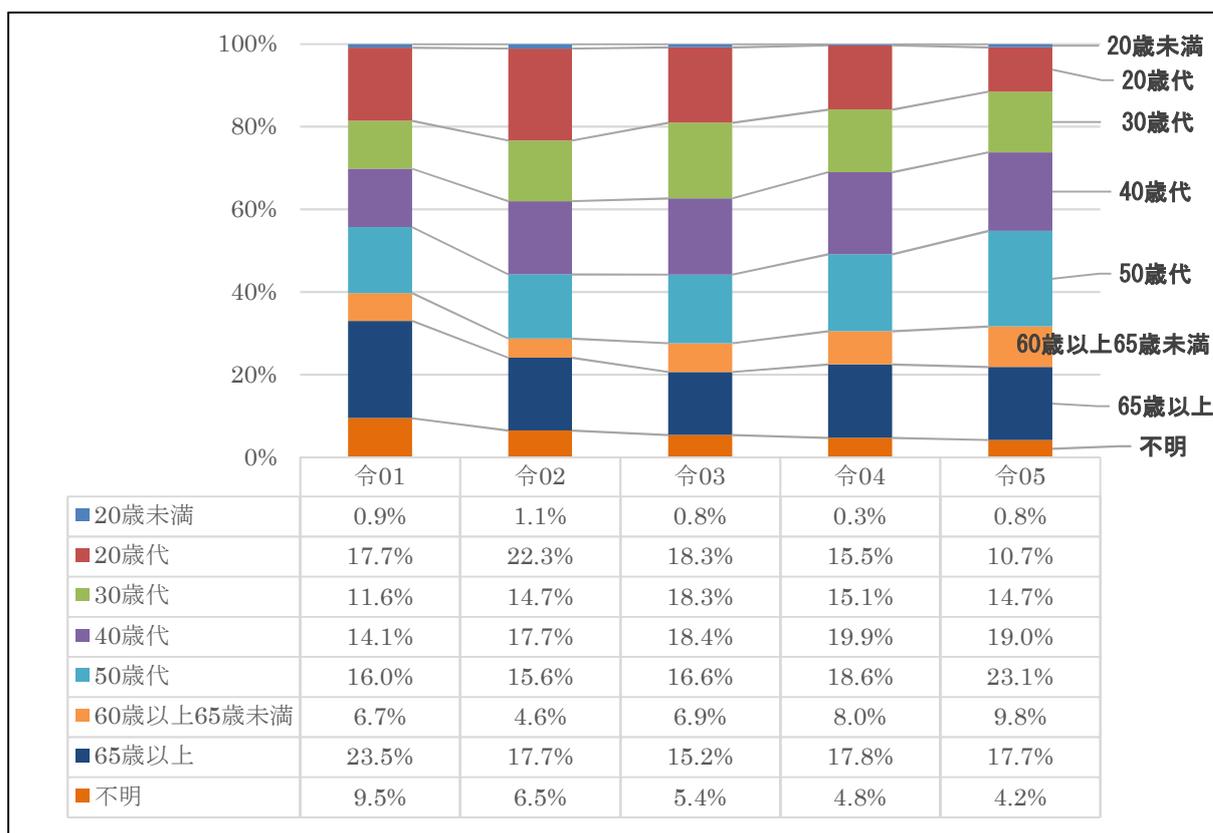
令和5年中の利殖勧誘事犯に関する相談受理件数は3,155件と、30歳代以上の全ての年代で増加がみられ、前年より571件（22.1%）増加した。

相談受理件数は、近年、増加傾向にあり、相談当事者は、20歳代から65歳以上までの各年代で大きな隔たりはなく分布している。

図表6 利殖勧誘事犯に関する相談受理件数の推移



図表7 利殖勧誘事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



### (3) 検挙事例

#### 1 化粧品連鎖販売取引を偽装した出資法違反等事件（京都）

会社役員の男（56）らは、化粧品販売代理店登録料名目で金銭をだまし取ろうと考え、令和2年12月頃から令和4年3月頃までの間、化粧品販売代理店登録料の50%を使って商品を仕入れて国内や中国などで毎月販売し続け、その営業によって生ずる利益を手数料として出資者に分配する仕組みが存在しないにもかかわらず、「今月末で現在の17万円の配当の募集は終わりになる。」「これまでどおり現金で手数料の支払いを受けるには、今月中に契約しなければならない。」「今契約しないと損をする。」などとうそを言い、約1,460人から約24億円をだまし取るなどした。

令和5年11月までに、同男ら6人を出資法違反（預り金の禁止）及び組織的犯罪処罰法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）違反（組織的な詐欺）で検挙した。

#### 2 海外資産運用会社が行う分散投資事業に対する出資名下の金融商品取引法違反等事件（警視庁）

会社役員の男（38）らは、海外資産運用会社の運用事業に対する出資名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成28年3月頃から令和4年1月頃までの間、SNS等を通じて知り合った若者らに対し、約定どおりの配当及び返金を可能とする出資金の運用の実態はないにもかかわらず、「お客さんが出資したお金は、海外法人がヘッジファンドで運用する。」「毎月の配当として出資額の4パーセントを支払う。」「1年契約で、途中解約の場合は7割返金になるが、契約更新月に解約をすると100パーセント元本をお返しする。」などとうそを言い、46都道府県の約3,400人から約200億4,400万円をだまし取るなどした。

令和5年4月までに、同男ら8人及び1法人を金融商品取引法違反（無登録営業）で、同男ら8人を詐欺罪で、同男及び1法人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

#### 視 点

##### 〈犯罪収益の剥奪及び被害回復の支援の推進〉

経済的利益の獲得を目的とした生活経済事犯を敢行する者に対し効果的な制裁を科し、再発防止を図るためには、没収、追徴等による犯罪収益の剥奪が徹底して行われることが重要である。

本事例では、被疑法人の事務所等の搜索時に、現金約5億2,500万円を押収するなどし、同現金等の財産について裁判所より追徴が命ぜられた。

##### 〈犯罪の手口に応じた効果的な再発防止対策の推進〉

ネットワークビジネスを利用して、主に投資の知識や経験の乏しい20歳代から30歳代の若者を狙う本事例の手口を踏まえ、複数の大学と連携して大学生を対象とした被害防止イベントを開催し、広く注意喚起を行うことにより、同種事犯の再発防止を図った。

### 3 新電力電池の無償貸与等名下の無限連鎖講防止法違反事件（沖縄・長野・長崎）

会社役員の子（75）らは、新電力電池の無償貸与及び配当金受取名目で無限連鎖講を運営しようと考え、登録料を支払わせて会員登録させた上、新たに後順位者を勧誘させるなどして、14か月後には、先順位の登録者が後順位の登録者の支払から最大100万円を受け取ることができる金銭配当組織を構築し、平成31年4月頃から令和2年10月頃までの間、全国各地でセミナーを開催するなどして、39都道府県の約1,000人を会員登録させて約1,100万円を集め、無限連鎖講を運営した。

令和5年2月、同男ら2人を無限連鎖講防止法違反（無限連鎖講の禁止）で検挙した。

### 4 暗号資産の売買に係る資金決済法違反事件（神奈川）

不動産業を営む男（41）らは、内閣総理大臣の登録を受けずに、平成31年1月から令和4年6月までの間、秘匿性の高い通信ができるアプリケーションを用いて顧客から依頼を受けるなどし、約120人との間で約275億1,600万円相当の暗号資産を売買した。

令和5年9月、同男ら2人を資金決済法（資金決済に関する法律）違反（無登録による暗号資産交換業）で検挙した。

### 5 ファクタリング事業に対する出資名下の出資法違反等事件（千葉）

会社役員の子（24）らは、ファクタリング事業への投資等の名目で金銭をだまし取ろうと考え、令和2年1月から同年12月までの間、マッチングアプリ等を通じて知り合った若者らに対し、受領した現金をファクタリング事業への投資に運用する意思はないにもかかわらず、「ファクタリング会社に投資をすれば必ず金額が増えて戻ってくる。」「配当は、元金に対して多いときで5パーセントくらい上乘せされて戻ってくる。」「ファクタリング事業に投資するには、入会金が必要である。」などどうそを言い、約130人から約9,000万円をだまし取るなどした。

令和5年2月までに、同男ら7人を出資法違反（預り金の禁止）及び詐欺罪で検挙した。

## 6 海外ブックメーカーへの投資資金名下の詐欺事件（熊本）

無職の男（60）らは、投資資金名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成31年1月から令和4年7月までの間、海外のブックメーカーに金を賭けて確実に利益を上げる「アービトラージ」と称する手法により資金の運用をしていないにもかかわらず、「現金を預ければ、契約満期時である15か月後には2倍になって返ってくる。」などとうそを言い、3県の約450人から約4億6,000万円をだまし取った。

令和5年11月までに、同男ら2人を詐欺罪で検挙した。

### （4）課題と今後の取組

利殖勧誘事犯については、海外の投資事業者や暗号資産取引への出資をうたった詐欺的な事犯、SNSを用いて不特定多数を勧誘するなど組織の実態が見えにくい事犯、連鎖的な商法を用いて階層的に被害を拡大させていく事犯が発生するなど、時代の変化に伴い被疑者が用いる商材や手口に変容がみられる。

同事犯については、被害が急速に拡大する可能性があることを踏まえ、平素より関係機関・団体等と連携しつつ、被害の実態等について情報収集を行うとともに、各種法令を活用した早期事件着手による取締り、被害の状況に応じた効果的な広報啓発活動を推進し、被害の未然防止及び拡大防止を図る。

また、これらの取組と併せて、没収・追徴、罰金、課税等による犯罪収益の剥奪に向けた取組を推進するとともに、被害者の財産的被害回復について支援する。

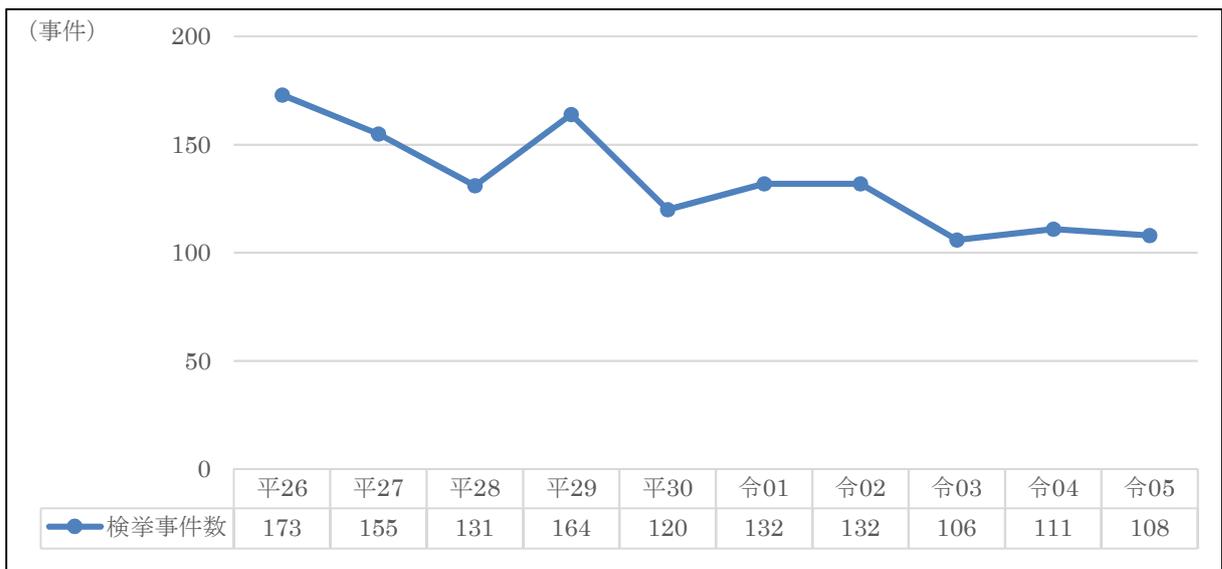
## 2 特定商取引等事犯

### (1) 検挙状況

令和5年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は108事件と、前年より3事件(2.7%)減少し、検挙人員は194人と、前年より57人(22.7%)減少した。

検挙事件数を類型別にみると、85事件(78.7%)が訪問販売に関連した事犯であり、屋根修繕工事といった住宅リフォームの工事請負契約に係る事犯等がみられる。

図表8 過去10年間における特定商取引等事犯の検挙事件数の推移



図表9 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（令和4年及び令和5年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	令04	令05	令04	令05	令04	令05	令04	令05	令04	令05
訪問販売	94	85	190	136	24	12	8,277	25,571	29億8,671万円	1,092億7,597万円
通信販売	1	1	1	1	0	1	2	2	133万円	0円
電話勧誘販売	3	5	12	24	2	3	12,978	45,427	3億9,901万円	13億6,564万円
連鎖販売取引	3	1	29	14	0	0	15,010	2,500	62億250万円	7億7,000万円
特定継続的役務提供	1	4	2	4	0	1	5	9	282万円	152万円
業務提供誘引販売取引	1	0	1	0	0	0	2	0	60万円	0円
訪問購入	8	12	16	15	3	2	23,916	2,468	6億4,387万円	4,949万円
合計	111	108	251	194	29	19	60,190	75,977	102億3,685万円	1,114億6,263万円

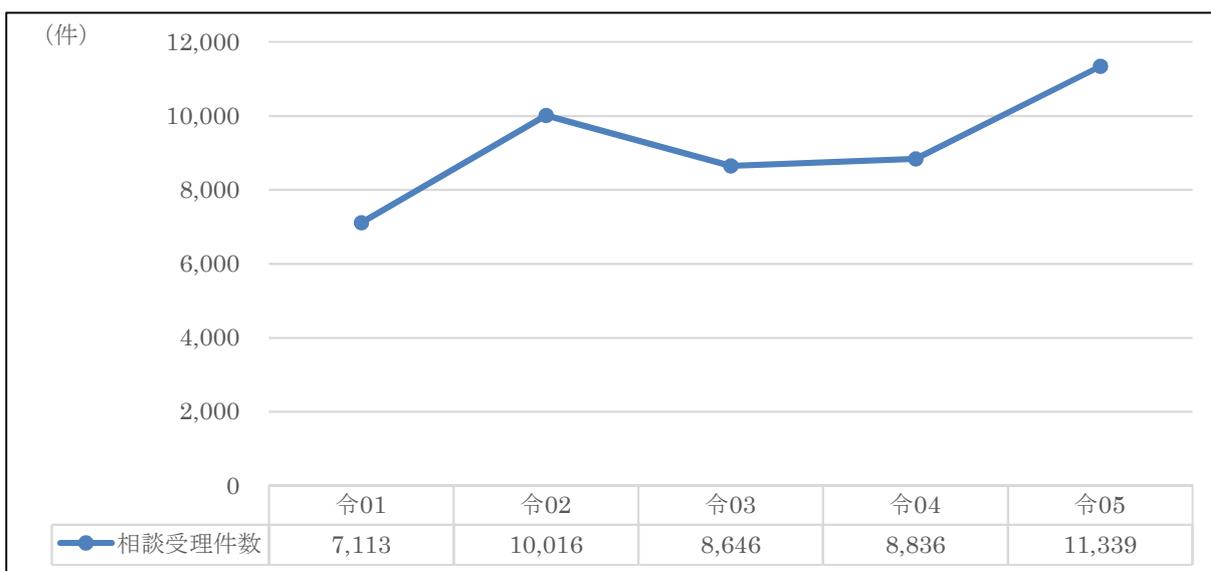
注 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

## (2) 相談受理状況

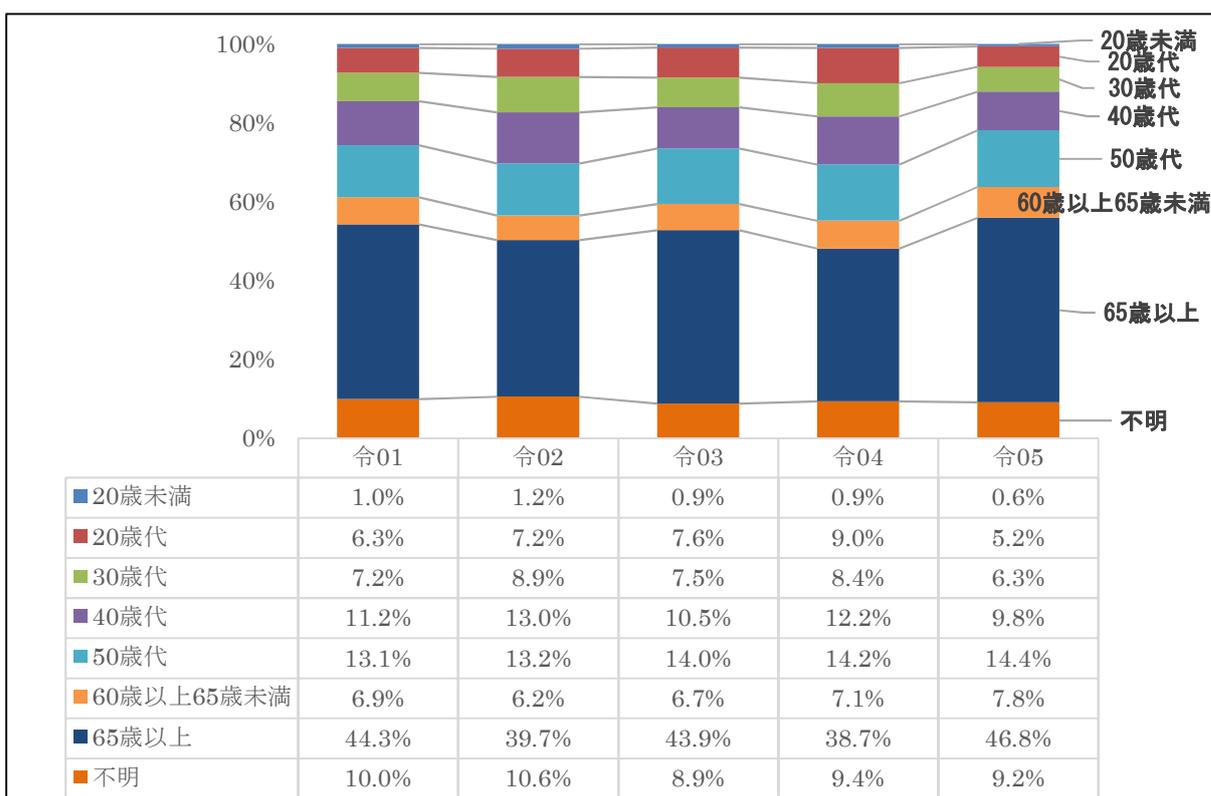
令和5年中の特定商取引等事犯に関する相談受理件数は11,339件と、前年より2,503件(28.3%)増加した。

相談当事者は65歳以上が約半数(46.8%)を占めているほか、類型別にみると、連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引に係る相談に関して、20歳代の割合が他の年代と比較して多い。

図表10 特定商取引等事犯に関する相談受理件数の推移



図表11 特定商取引等事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



### (3) 検挙事例

#### 1 リスティング広告を悪用した特定商取引法違反事件（愛知）

会社員の男（33）らは、令和4年4月から令和5年8月までの間、インターネット上で検索したキーワードを基に表示するいわゆるリスティング広告を見て自動車のバッテリー交換等を依頼してきた顧客に対し、役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「既に現場に来ているので、修理を断られても出張費等は払ってもらおう。」などと主張して高額な作業代金を請求した上、契約解除に関する事項につき、故意に事実を告げず、さらに契約解除に関する事項が記載されていない書面を交付し、12都府県の約2,500人との間で約4億円の売買契約を締結した。

令和5年10月までに、同男ら6人及び1法人を特定商取引法違反（事実の不告知等）で検挙した。

#### 2 リフォーム業者による特定商取引法違反等事件（徳島・愛媛）

住宅リフォーム業者の代表取締役の男（42）は、平成29年4月から令和5年2月までの間、訪問販売に係る蓄電池設置等工事の役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、真実は、同工事を施工する意思も能力もないのに、これらがあるように装い、「蓄電池はメーカー保証が10年付いているが、保証が切れても当社が保証する。」などとうそを言い、10都県の約100人から約2億円をだまし取るなどした。

令和5年8月までに、同男を特定商取引法違反（不実の告知等）及び詐欺罪で検挙した。

#### 視 点

##### 《関係機関等と連携した被害拡大防止対策等の推進》

生活経済事犯については、罰則を定めた関係法令の施行に一次的な責任を有する行政機関や、犯行ツールとして悪用が確認されたサービス提供企業等と連携した被害拡大防止対策を推進することが重要である。

本事例では、業態を巧みに変えつつ違法な訪問販売を継続する被疑法人の相談が徳島県内の行政機関においても多数把握されていたことから、同機関の協力を得て捜査を推進して被疑者を検挙するとともに、県に対して特定商取引法に基づく申出を行い、被疑法人に対して15か月の業務停止命令が、代表取締役の男に対して同期間の業務禁止命令がそれぞれ下された。

また、本事例の被疑法人は顧客獲得のために見積もりサイトを悪用していたことから、同サイト等を運営する25社に対して、公序良俗に反する違法業者として利用規約に基づいたサイトからの登録削除を要請したことにより、全て強制解約の措置がなされ、被害拡大防止が図られた。

### 3 健康食品販売会社による特定商取引法違反等事件（京都）

会社役員 of 男（63）らは、北海道経済産業局長から特定商取引法の規定により電話勧誘販売に関する業務を新たに開始することの禁止を命じられていたにもかかわらず、令和4年5月から令和5年8月までの間、全国の高齢者に電話をかけ、「血管の中のサビとか汚れを取って痛んだ血管を修復する。」「脳にたまった汚れを取るから認知症にならない。」などと不実のことを告げて健康食品の購入を勧誘し、11都道府県の約1万5,000人との間で約4億円の売買契約を締結するなどした。

令和5年9月までに、同男ら5人及び2法人を特定商取引法違反（禁止命令違反等）等で検挙した。

### 4 高齢者を対象とした健康食品の送り付け商法に係る詐欺等事件（千葉）

無職の男（50）らは、令和3年2月から令和5年3月までの間、高齢者を対象に、真実は健康食品を注文した事実はないのに、これがあるように装い、電話で、「先日、注文のあった商品をこれからお届けします。」などとうそを言い、健康食品を代金引換で送り付け、健康食品購入代金名目で、38都道府県の約420人から約4,000万円をだまし取るなどした。

令和5年12月までに、同男ら3人を詐欺罪等で検挙した。

### 5 暗号資産を商材としたマルチ商法に係る特定商取引法違反事件（大阪）

無職の男（33）らは、令和3年9月から令和5年3月までの間、SNS等を通じて知り合った大学生等の若者を対象に、海外発祥の独自の暗号資産に関する連鎖販売取引の契約を締結するに際し、同契約の内容を明らかにする書面を交付せず、約2,500人との間で約7億7,500万円の売買契約を締結するとともに、その後、同契約の解除を申し出た者に対し、解除を妨げるために、「クーリングオフできない。」「返金できない。」などと不実のことを告げるなどした。

令和5年7月までに、同男ら11人を特定商取引法違反（書面の不交付等）で検挙した。

#### (4) 課題と今後の取組

特定商取引等事犯の検挙状況をみると、依然として、高齢者宅を狙った住宅リフォーム工事等の点検商法に係る事犯がみられ、屋根の損傷を口実に顧客の不安をあおり、修繕に必要なない工事を行うことで高額な施工料を要求するといった悪質な業者も確認されている。

このほか、SNSを利用した暗号資産・情報商材に関する連鎖販売取引や、自宅で簡単に稼げる副業を口実に高額の業務用ソフトウェア等を購入させる業務提供誘引販売取引については、20歳代からの相談が多い状況となっている。

同事犯については、利殖勧誘事犯と同様に、被害が急速に拡大する可能性があることから、関係機関・団体等と連携した被害の実態等に係る情報収集、被害の状況に応じた広報啓発活動等に取り組むほか、部門間及び都道府県警察間の連携を強化し、組織性を有する事犯に対しては徹底した突き上げ捜査により首謀者を検挙するなど、犯罪グループ壊滅に向けた取締りを推進する。

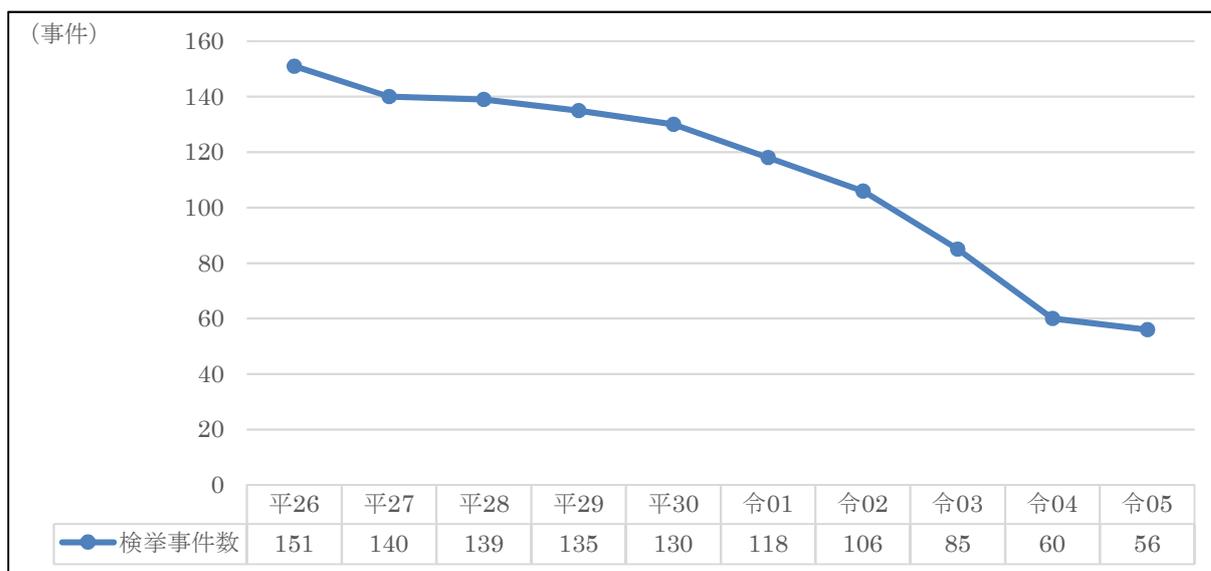
### 3 ヤミ金融事犯

#### (1) 検挙状況

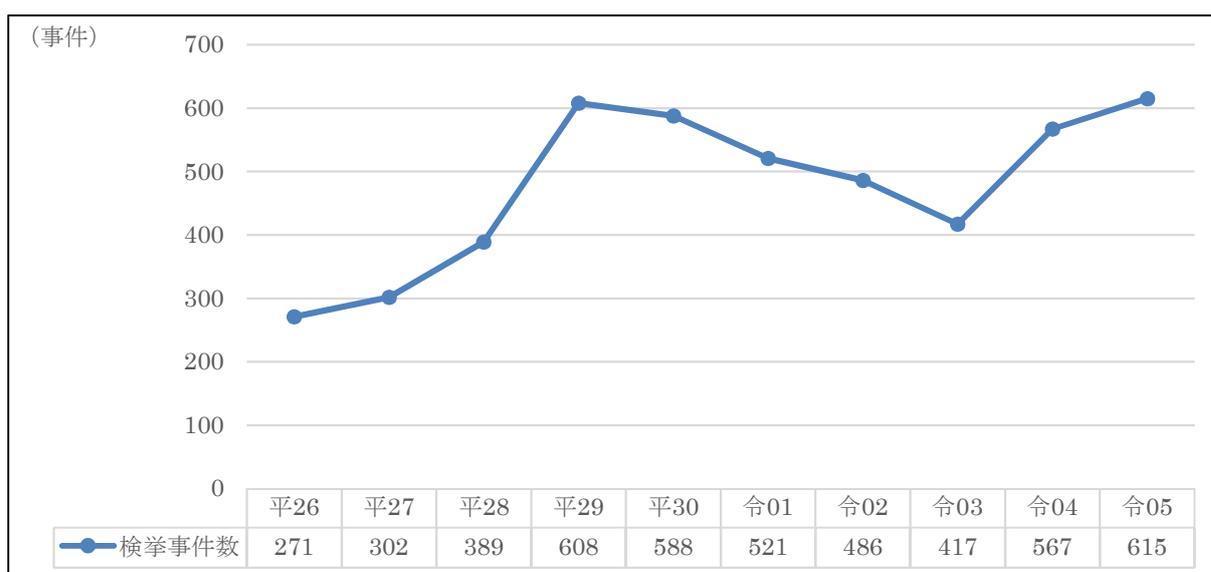
ヤミ金融事犯のうち「無登録・高金利事犯」の検挙事件数は、近年、減少傾向にあり、令和5年中は56事件と、前年より4事件(6.7%)減少した。

他方で、「ヤミ金融関連事犯」の検挙事件数は615事件と、前年より48事件(8.5%)増加しており、同事犯に「無登録・高金利事犯」を加えたヤミ金融事犯全体の検挙事件数は671事件と、前年より44事件(7.0%)増加した。

図表 12 過去10年間に於ける無登録・高金利事犯の検挙事件数の推移



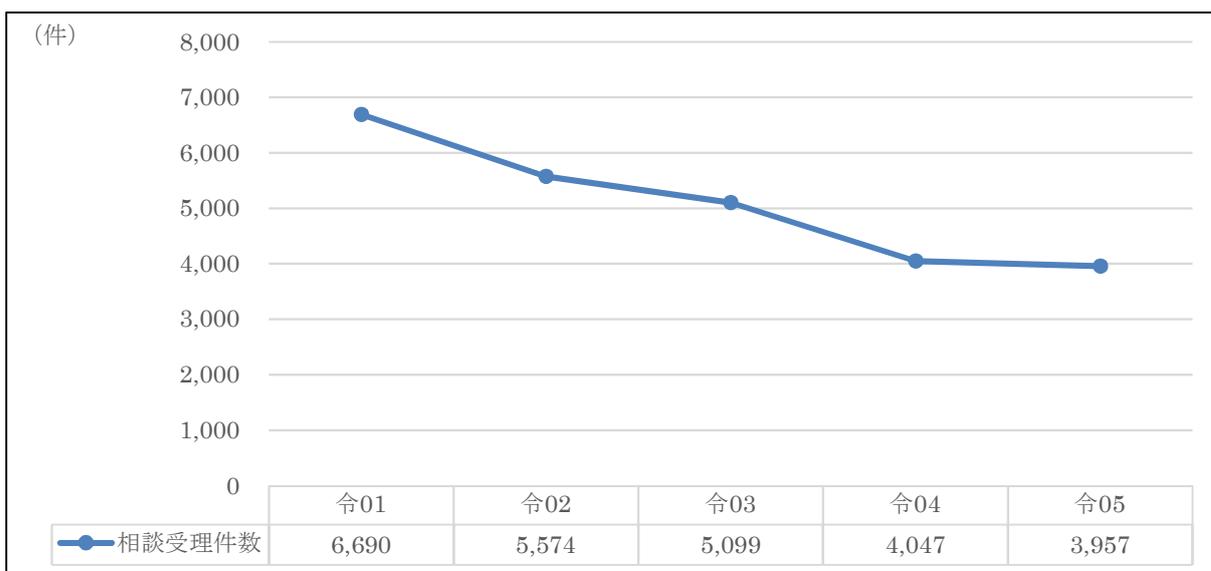
図表 13 過去10年間に於けるヤミ金融関連事犯の検挙事件数の推移



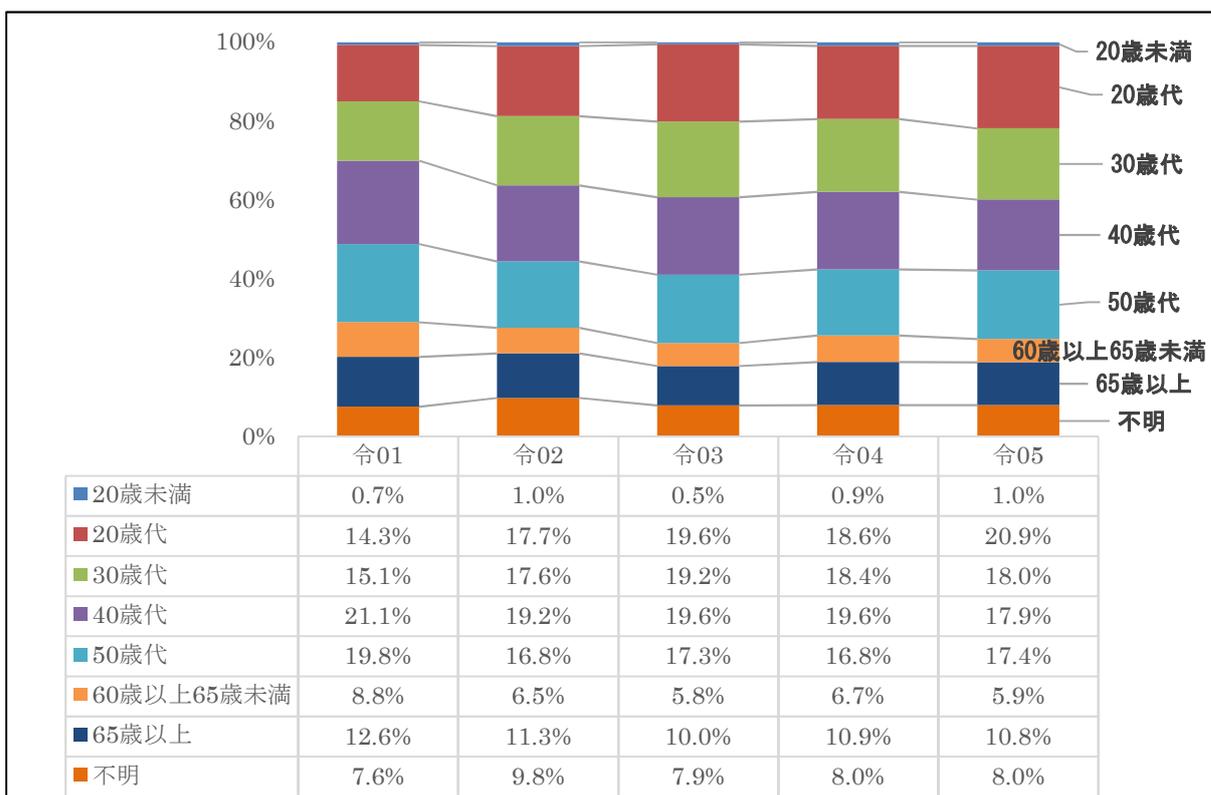
## (2) 相談受理状況

ヤミ金融事犯に関する相談受理件数は、近年、減少傾向にあり、令和5年中は3,957件と、前年より90件(2.2%)減少した。相談当事者は20歳代から50歳代の割合が高く、インターネットを含む非対面の手口による事犯の相談受理件数は約9割(88.1%)を占めている。

図表14 ヤミ金融事犯に関する相談受理件数の推移



図表15 ヤミ金融事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



### (3) 検挙事例

#### 1 先払い買取り商法を偽装した貸金業法違反等事件（茨城）

無登録で貸金業を営む男（45）らは、令和3年11月から令和4年7月までの間、インターネット上で、融資を申し込んできた全国の顧客約1万2,800人に対し、商品代金先払いでスマートフォンやゲーム機を買い取ったかのように偽装して、法定利息の約31倍から約140倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する法人名義口座に振込送金を受けるなどの方法により、元利金合計約8億3,000万円を受領した。

令和5年1月、同男ら11人を貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利受領等）で検挙した。

#### 視 点

##### 《社会の変容に伴って生じる新たな犯罪手法への対応》

生活経済事犯は多岐にわたる行政分野において発生し、社会の変容に伴って生じる新たな犯罪手法についても迅速かつ的確に対処する必要がある。

先払い買取り商法を偽装したヤミ金融による被害は全国的に拡大し、その手口について、貸金業法の所管省庁である金融庁が注意喚起を行うなど社会問題化していたところ、本事例では、同庁や有識者と協議を重ねるなどして貸金業に該当すると特定し、全国で初めて検挙するに至った。

また、茨城県司法書士会及び同弁護士会に対し、同商法を偽装したヤミ金融事犯と認められる相談を受理した場合の警察への情報提供、啓発チラシの配布等を依頼するとともに、検挙広報によりその手口について広く周知を行い、被害の未然防止及び拡大防止を図った。

#### 2 SNSを利用した貸金業法違反等事件（福岡）

無登録で貸金業を営む男（58）らは、平成24年6月から令和3年10月までの間、SNSで融資の勧誘をし、融資を申し込んできた全国の顧客約4,000人に対し、法定利息の約40倍から約209倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する他人名義の口座に振込送金させる方法により、元利金合計約43億8,400万円を受領するなどした。

令和5年6月までに、同男ら7人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利受領等）等で検挙した。

### 3 クレジットカード利用による商品販売を偽装した出資法違反事件（警視庁）

会社役員の男（43）らは、クレジットカードのショッピング枠の現金化サイトを運営し、平成28年3月から令和4年1月までの間、融資を申し込んできた全国の顧客約3万1,000人に対し、クレジットカード決済による商品の販売を偽装し、商品をクレジットカード決済で購入させた上で、その商品のキャッシュバック金名目で顧客に実質的に金銭の貸付けを行い、クレジットカードの決済金額と顧客に貸し付けた金額との差額約27億9,100万円を利息相当分として受領した。

令和5年5月、同男ら4人及び1法人を出資法違反（高金利受領等）で検挙した。

### 4 裸の姿態動画を貸付け条件とした貸金業法違反等事件（愛知）

無登録で貸金業を営む男（50）らは、令和5年3月から同年7月までの間、SNSで融資を希望している複数の女性（18歳に満たない少女を含む）に対し、融資する旨のメッセージを送信し、貸付け時に相手の裸の姿態動画を送らせた後、金銭を貸し付けるなどした。

令和5年10月までに、同男ら2人を貸金業法違反（無登録営業）、児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノの製造）等で検挙した。

#### （4）課題と今後の取組

無登録・高金利事犯については、検挙事件数及び相談受理件数とも減少傾向にあるが、商品の性質や商取引の仕組みを巧みに利用しつつ通常の商取引を偽装して金銭を貸し付けるなど、依然として新たな手口が発生しているほか、情報通信技術の発達により、業者と対面せずに金銭の貸付けから返済までを完結する形態が主流となるなど巧妙化・匿名化の状況がみられる。

これらを踏まえ、関係法令の所管省庁や債務者からの被害相談に対応する関係機関・団体等と連携しつつ、被害の発生状況に応じて積極的に事件化を推進するとともに、検挙広報等を通じて新たな手口について注意喚起を行うなど、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。

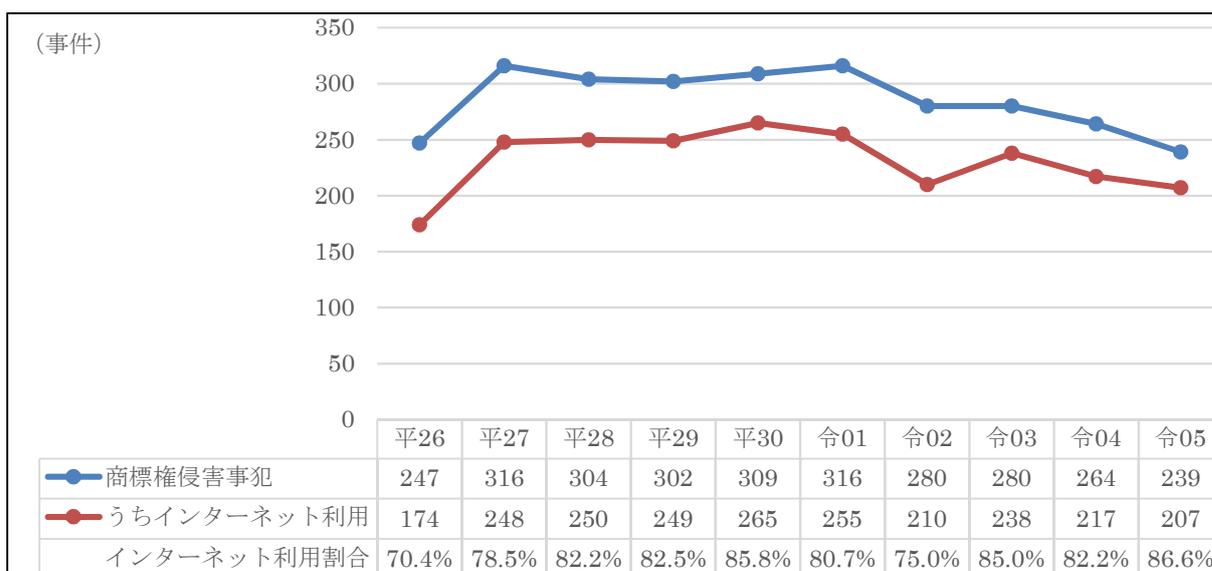
### 第3 知的財産権侵害事犯

#### 1 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

##### (1) 商標権侵害事犯の検挙状況

令和5年中の商標権侵害事犯の検挙事件数は239事件と、前年より25事件(9.5%)減少した。このうち、インターネット利用事犯は207事件(86.6%)と、依然として高い割合を占めている。

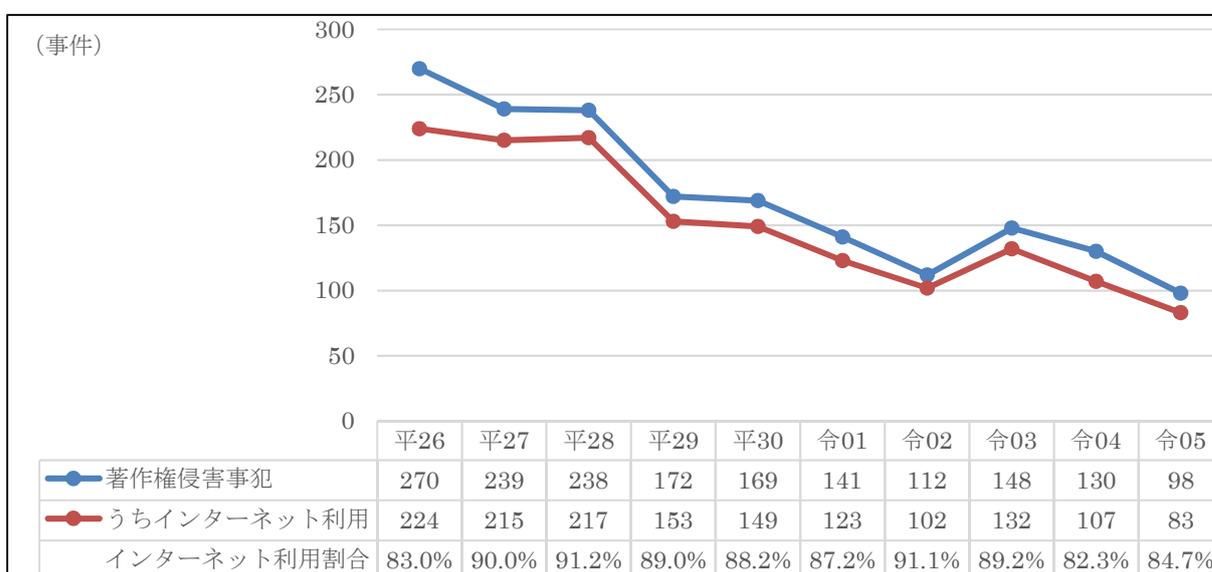
図表16 過去10年間における商標権侵害事犯の検挙事件数の推移



##### (2) 著作権侵害事犯の検挙状況

令和5年中の著作権侵害事犯の検挙事件数は98事件と、前年より32事件(24.6%)減少した。このうち、インターネット利用事犯は83事件(84.7%)と、依然として高い割合を占めている。

図表17 過去10年間における著作権侵害事犯の検挙事件数の推移



### (3) 検挙事例

#### 1 自動車用エアバッグの侵害品販売に係る商標法違反等事件（警視庁・群馬）

会社員の男（36）らは、令和4年5月から令和4年11月までの間、大手自動車メーカーが商標権の設定登録をしている商標に類似する商標を付したエアバッグを販売譲渡したほか、商標権を侵害する同物品を輸出しようとした。

令和5年2月までに、同男ら4人を商標法違反（使用）及び関税法違反（商標権を侵害する物品の輸出未遂）で検挙した。

#### 2 ゲームプレイ動画等の配信に係る著作権法違反事件（宮城）

ウェブクリエイターの男（52）は、令和元年7月頃から令和4年5月頃までの間、3回にわたり、パーソナルコンピューターを使用して著作物であるゲームプレイ動画等を編集するなどして翻案又は複製した動画データを作成した上、令和元年9月頃から令和4年5月頃までの間、3回にわたり、インターネットを介して、動画配信サイトに公開し、不特定多数の者に公衆送信し得る状態にした。

令和5年5月、同男を著作権法違反（複製権・公衆送信権・翻案権の侵害）で検挙した。

#### 視 点

##### 《サイバー空間における知的財産権侵害事犯への対応》

マンガ、アニメ、映画等のコンテンツを権利者に無断でインターネット上にアップロードする侵害行為による被害が依然として発生しているところ、警察では捜査員のサイバー事案対処能力の向上に努めるとともに、積極的なサイバーパトロールの実施により、違法行為の早期把握に努めている。

本事例では、被疑者は、著作物であるゲームプレイ動画等を編集するなどして作成した動画データをYouTube上に開設した自身のチャンネルに複数配信し、収益化を図っていたところ、宮城県警察において、この種の事犯に知見を有する捜査員の指導の下、サイバーパトロールを実施し、本件違法なチャンネルを発見したことが端緒となって捜査が進められ、被疑者を検挙するに至った。

#### **(4) 課題と今後の取組**

通信販売サイトにおいて偽ブランド品を販売する事犯、マンガ、アニメ、映画等のコンテンツをウェブサイトアップロードする事犯等、検挙した商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯のうちインターネットを利用した事件数は依然として高い割合を占めている。

このようなインターネット上の匿名性の高さを利用しつつ、巧妙に捜査機関の追跡を免れようとする悪質な事犯に対処するため、引き続き、関係部門とも連携しつつ、この種の事犯の捜査に必要な知識や経験の蓄積・共有を進めるなどしてサイバー事案対処能力の向上に取り組むとともに、権利者や関係団体とも連携しながら検挙活動を推進していく。

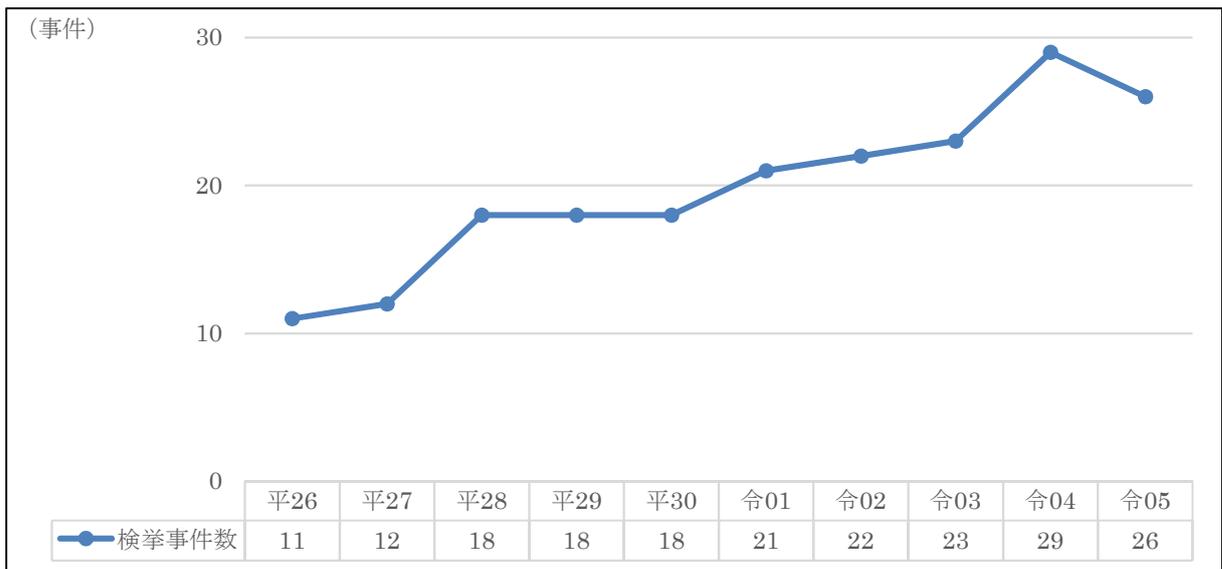
## 2 その他の知的財産権侵害事犯

### (1) 営業秘密侵害事犯

#### ア 検挙状況

営業秘密侵害事犯の検挙事件数は、近年、増加傾向にあり、令和5年中は、統計をとり始めた平成25年以降、過去最多となった前年（29事件）に次ぐ26事件と、前年より3事件（10.3%）減少したものの、依然として高い水準で推移している。転職・独立時に営業秘密に関する情報を持ち出す事犯がみられる。

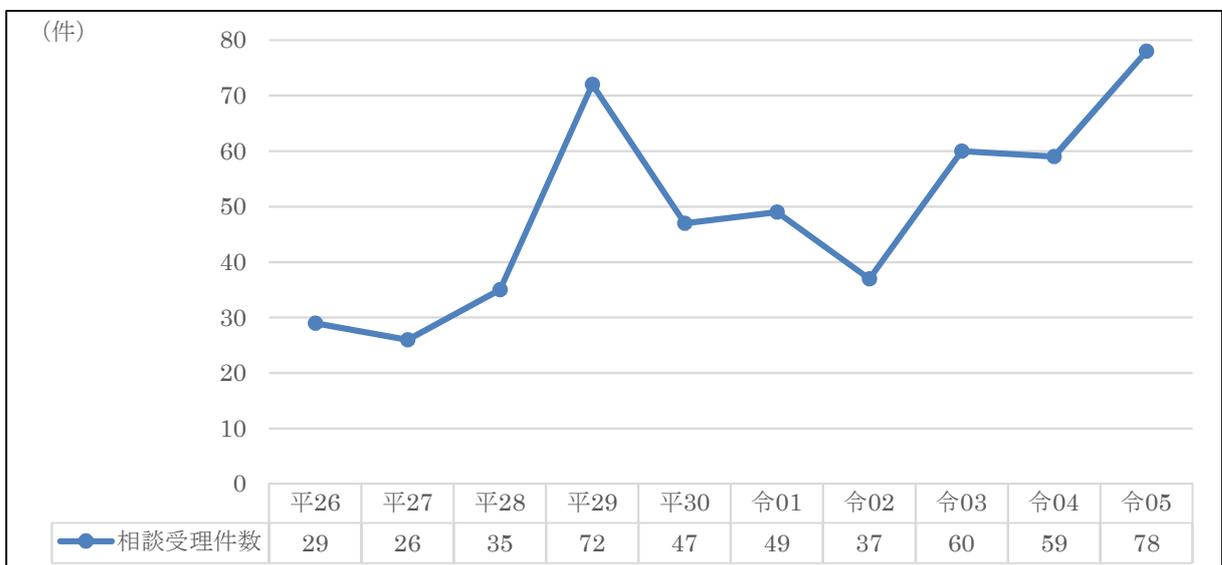
図表18 過去10年における営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移



#### イ 相談受理状況

営業秘密侵害事犯の相談受理件数は、近年、増加傾向にあり、令和5年中は78件と、前年より19件（32.2%）増加した。

図表19 過去10年における営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数の推移



## (2) 検挙事例

<b>1</b>	<b>元大手総合商社社員による営業秘密の不正取得に係る不正競争防止法違反事件 (警視庁)</b>
----------	--

元大手総合商社社員の男(32)は、退職後の令和4年7月、不正の利益を得る目的で、当時の同社従業員を誤信させて同社サーバーコンピューターへのアクセスが可能なアカウント情報等を入手し、転職先から貸与されたパーソナルコンピューターを操作して、同アカウント情報等を使用し、営業秘密である取引台帳等のファイルデータを同パーソナルコンピューターに複製して保存し、営業秘密を取得した。

令和5年9月、同男を不正競争防止法違反(営業秘密の不正取得)で検挙した。

<b>2</b>	<b>元病院職員による営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反事件(長野)</b>
----------	--

元病院職員の男(31)は、令和4年2月から同年3月までの間、不正の利益を得る目的で、勤務先の営業秘密の管理に係る任務に背いて、勤務先に設置されたパーソナルコンピューターを操作し、営業秘密である患者情報等を閲覧するなどして電磁的記録1件を作成した上、自己の電磁的記録媒体に記録させて複製し、営業秘密を領得した。

令和5年8月、同男を不正競争防止法違反(営業秘密の領得)で検挙した。

### 3 アサリの産地等偽装表示に係る不正競争防止法違反等事件（熊本・佐賀）

水産物販売会社役員の男（44）らは、不正の目的をもって、令和2年7月頃、外国産アサリを販売するに当たり、納品書等の品名欄に「熊本県産アサリ」と記載して、原産地について誤認させるような表示をし、販売譲渡するとともに、同違反により取得した犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

令和5年4月までに、同男ら7人及び4法人を不正競争防止法違反（誤認惹起）及び組織的犯罪処罰法（犯罪収益等隠匿）で検挙した。

#### 視 点

##### 《関係機関との連携による犯罪者グループの壊滅に向けた徹底した捜査の推進》

組織的に敢行される生活経済事犯の再発防止のためには、関係機関の協力を得つつ、突き上げ捜査を徹底し、実行犯の背後に存在する首謀者を含め、犯罪者グループの壊滅を図ることが重要である。

本事例は、外国産アサリについて、複数の業者を介して、原産地の偽装を図り、全国各地の卸先業者に大量に販売した組織的な犯行であったところ、警察では独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）と緊密な連携を図り、徹底した突き上げ捜査を行い、流通経路を解明の上、首魁被疑者を含む犯罪者グループを検挙した。

また、本件判決後、熊本県警察、佐賀県警察、農林水産省、佐賀県で産地偽装事案に係る連絡会議を開催し、再発防止等に向けた今後の連携強化を図った。

### 4 品種登録された「東京おひさまベリー」の育成者権侵害に係る種苗法違反事件（警視庁）

無職の女（55）は、育成者権者の許諾を受けないで、令和4年11月頃から令和5年3月頃までの間、インターネット上のフリーマーケットアプリケーション上に、品種登録されたイチゴ属「東京おひさまベリー」の苗を販売する旨掲示して譲渡の申出をし、令和4年4月頃から令和5年4月頃までの間、同苗を譲渡した。

令和5年11月、同女を種苗法違反（育成者権の侵害）で検挙した。

### **(3) 課題と今後の取組**

営業秘密侵害事犯については、企業の営業秘密への意識の高まりや社会情勢の変化に伴う人材の流動化等の影響により、検挙事件数、相談受理件数は共に増加傾向にあるほか、大手企業が関係する事犯や営業秘密が海外に流出した可能性がある事犯も発生している。

これらを踏まえ、同事犯への対応に中心的な役割を担うべく各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官を中心に、関係部門とも連携しつつ、捜査員に対する教養や積極的な取締り等を推進するほか、関係企業・団体への啓発活動にも取り組む。

また、食品表示における原産地偽装に係る事犯については、組織的に敢行され、複雑な流通経路を有している可能性があることを踏まえ、平素より関係法令の所管省庁や自治体等の関係機関と連携を強化して情報共有を行うとともに、首謀者の検挙に向けて徹底した突き上げ捜査を行うなど事犯の全容解明に向けた検挙活動を推進する。

## 第4 国民の健康や環境等に対する事犯

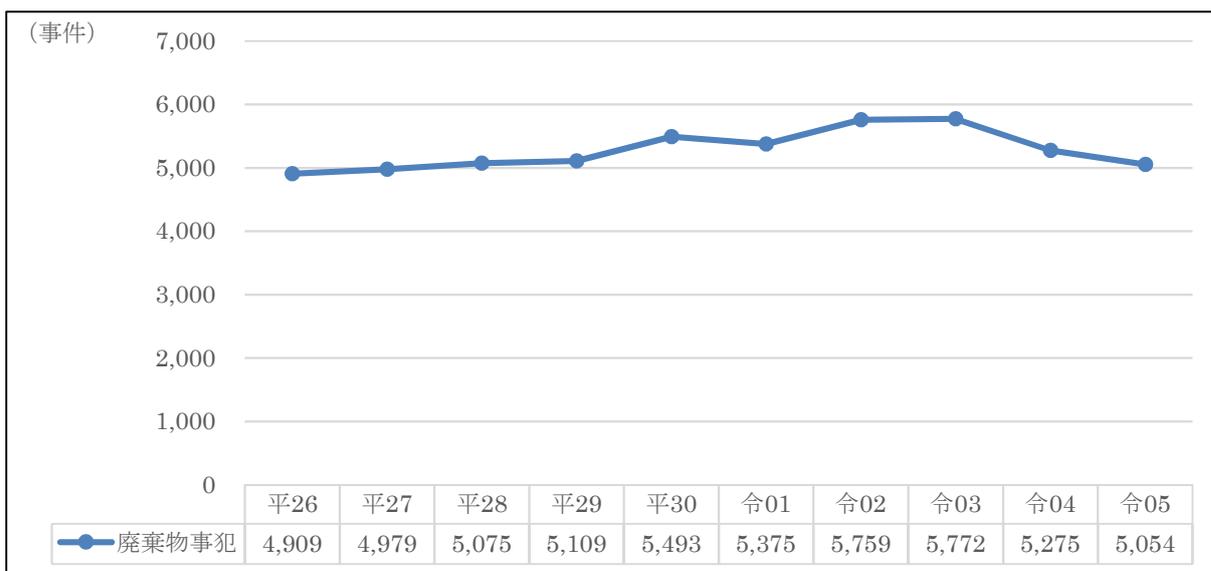
### 1 環境事犯

#### (1) 検挙状況

##### ア 廃棄物事犯

令和5年中の廃棄物事犯の検挙事件数は5,054事件と、前年より221事件(4.2%)減少したものの、過去10年間でみると、おおむね横ばいとなっている。

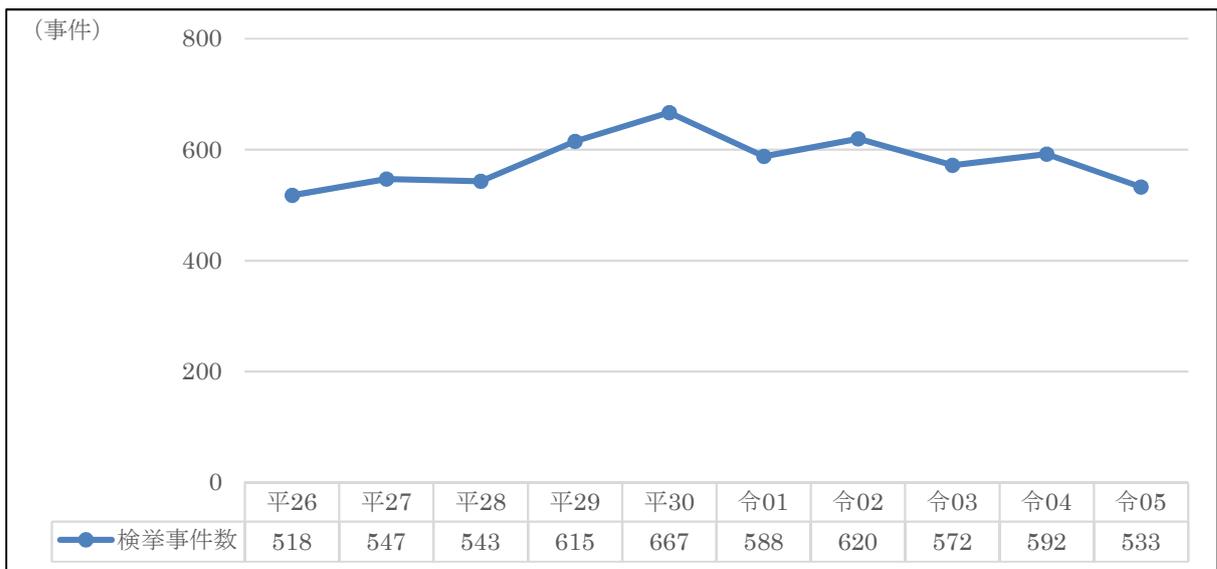
図表20 過去10年間における廃棄物事犯の検挙事件数の推移



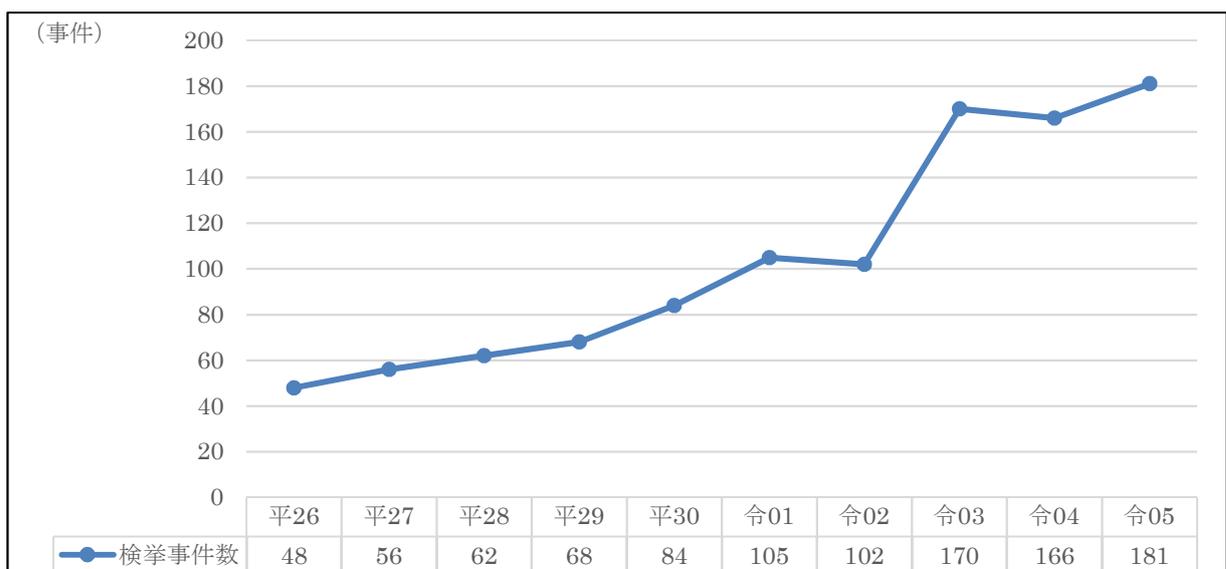
## イ 動物・鳥獣関係事犯

令和5年中の動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数は533事件と、前年より59事件(10.0%)減少したものの、過去10年間でみると、おおむね横ばいとなっている。このうち、動物虐待事犯の検挙事件数は、近年、増加傾向にあるところ、令和5年中は181事件と、前年より15事件(9.0%)増加し、統計をとり始めた平成22年以降、過去最多となった。

図表 21 過去10年間における動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数の推移



図表 22 過去10年間における動物虐待事犯の検挙事件数の推移



注 愛護動物を殺傷するなどの動物愛護管理法第44条違反に係る事犯

## (2) 検挙事例

<b>1</b>	<b>土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例違反事件（静岡）</b>
----------	---------------------------------------

会社役員の男（45）は、令和3年9月、御殿場市長から埋立て箇所法の面崩壊部及び排水管損傷部を土砂等の適正な処分等により是正することなどを内容とする事業措置命令を受けていたにもかかわらず、期限までにその措置を履行せず、同命令に違反した。

令和5年2月、同男及び1法人を御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例違反（措置命令違反）で検挙した。

<b>2</b>	<b>建設会社役員らによるコンクリート片の埋設等に係る廃棄物処理法違反事件（鳥取）</b>
----------	---

会社役員の男（76）らは、令和4年4月、民家敷地内に産業廃棄物であるコンクリート片約1万3,540キログラムを土中に埋め、投棄するなどした。

令和5年2月までに、同男ら2人及び1法人を廃棄物処理法違反（不法投棄等）で検挙した。

<b>3</b>	<b>解体業者らによる産業廃棄物の受託禁止等に係る廃棄物処理法違反事件（熊本）</b>
----------	---

解体業を営む男（31）は、令和4年5月、外構工事会社の代表取締役の男（53）から石膏ボード等の産業廃棄物の収集運搬及び処分を含めた解体工事を代金110万円で受託するなどした。

令和5年2月、同男ら2人及び1法人を廃棄物処理法違反（受託禁止違反等）で検挙した。

<b>4</b>	<b>農場における乳牛の虐待に係る動物愛護管理法違反事件（島根）</b>
----------	--------------------------------------

農場で勤務する男（26）は、令和5年6月頃、農場において、牛2頭に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加えた。

同年7月、同男を動物愛護管理法違反（愛護動物の虐待）で検挙した。

<b>5</b>	<b>吹き矢を使用した猫の殺傷に係る動物愛護管理法違反事件（埼玉）</b>
----------	---------------------------------------

無職の男（64）は、令和5年4月、河川敷において、猫1匹に対し、吹き筒を使用して吹き矢を放ち、傷害を負わせた。

同年5月、同男を動物愛護管理法違反（愛護動物の殺傷）で検挙した。

## 6 遺伝子組換えメダカに係るカルタヘナ法違反事件（警視庁）

会社員の男（60）らは、令和4年6月、ミナミメダカにD s R e d 2 遺伝子を人為的に導入した遺伝子組換え生物を育成するに当たり、第一種使用規程を定めず、環境大臣の承認を受けないまま、遺伝子組換え生物 16 匹を育成するなどした。

令和5年3月、同男ら8人をカルタヘナ法（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律）違反（第一種使用規程の未承認）で検挙した。

### 視 点

#### 〈検挙活動を通じた社会への警鐘及び国民における法の理解の促進〉

検挙活動を通じて社会に警鐘を鳴らし、国民の関心を喚起することは、生活経済事犯において有効な再発防止対策となる。

本事例については、被疑者らを検挙後、関係省庁のホームページにおいて、国内の規制状況、本件の経緯、被疑者らに対する指導状況等が掲載されるとともに、自治体の関連部局や関連業界団体を通じてカルタヘナ法が広く国民に周知されたほか、マスコミにより大きく報じられたことで、国民における生物多様性の確保の重要性に係る理解を促進し、同種事案の再発防止が図られた。

### （3）課題と今後の取組

#### ア 廃棄物事犯等

産業廃棄物事犯及び盛土行為を規制する土砂・残土関係事犯については、周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあるところ、関係機関による行政指導、行政処分等により違法行為が是正されることが望ましいが、行政指導等を見放して廃棄物や建設残土等の不適正処理を敢行する悪質な事犯が依然として発生している。

これらを踏まえ、関係機関等との連携を密にして端緒情報、行政指導の状況等について把握に努めるとともに、状況に応じて早期事件化を図ることにより被害拡大を防止するほか、原状回復に向けて関係機関において行政権限が迅速・的確に行使されるよう必要な働き掛けを行う。

#### イ 動物・鳥獣関係事犯

動物虐待事犯については、国民の関心の高まり等を背景に、近年、検挙事件数は増加傾向にあるところ、引き続き、動物の愛護について行政的な権限や専門的な能力を有する関係機関・団体等との連携を強化し、不適正な飼養を行う者に対する継続的な指導等を働き掛けるとともに、関係機関の指導等に従わないなど改善がみられない場合は、警察において必要な捜査を行い、被疑者を検挙することにより続発防止を図る。

このほか、特に公共の場所や動画投稿サイトのような多数の者の目に触れる形で行われる悪質な事犯については、国民に大きな不安を与えるものであることから、被疑者の早期検挙に向けて迅速な捜査を推進する。

## 2 保健衛生事犯

### (1) 検挙状況

令和5年中の保健衛生事犯の検挙事件数は257事件と、前年より48事件(23.0%)増加した。類型別にみると、薬事関係事犯が48事件、医事関係事犯が22事件、公衆衛生関係事犯が187事件で、全ての類型について前年よりも増加した。

図表 23 過去10年間における保健衛生事犯の検挙事件数の推移



## (2) 検挙事例

### 1 臓器の移植に関する法律違反（無許可の臓器あっせん業）事件（警視庁）

法人役員の男（62）らは、厚生労働大臣の許可を受けないで、業として、令和3年1月頃から令和4年7月頃までの間、臓器移植を希望する2人に対し、移植術に使用されるための死体から摘出される臓器の提供を受けることのアっせんをした。

令和5年3月までに、同男ら2人及び1法人を臓器の移植に関する法律違反（無許可の臓器あっせん業）で検挙した。

#### 視 点

##### 〈事件検挙を契機とした法の所管省庁による制度の見直しの促進〉

警察による検挙は、事犯の根底にある問題を顕在化させ、罰則強化や制度、運用等の見直しの契機となる場合がある。

本事例は、被疑者が、厚生労働大臣の許可を受けないで、臓器移植の希望患者を募集し、希望患者らに対して海外の医療機関を紹介するなどして、同医療機関で臓器移植手術を受けさせた事犯であるところ、本件検挙や関連報道等によって、臓器提供者（ドナー）不足をはじめとする国内における移植医療の現状について注目され、国会でもこれらについて議論が交わされたほか、厚生労働省では、海外渡航移植患者の実態を把握するため、移植療法に関わる医療施設に対して、海外渡航移植者の診療の有無等に関する調査が実施されるに至った。

### 2 指定外添加物を食品に使用した食品衛生法違反事件（岩手）

会社役員の男（65）らは、令和4年12月、商品であるゆで卵の製造に当たり、指定外添加物である塩化ジデシルジメチルアンモニウムを含む動物用医薬品を保存目的で添加し、添加物を含む食品を販売のために製造した。

令和5年1月、同男ら3人及び1法人を食品衛生法違反（指定外添加物を含む食品の販売、製造等の禁止）で検挙した。

### 3 無承認の医薬品を広告するなどした医薬品医療機器等法違反事件（千葉）

会社員の男（57）らは、令和4年3月から同年6月までの間、会社ホームページに厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品の効能等に関する広告をするなどした。

令和5年6月、同男ら4人及び1法人を医薬品医療機器等法違反（無承認医薬品の広告の禁止等）で検挙した。

4

**無許可でシルデナフィルを含有する医薬品を販売した医薬品医療機器等法違反等事件（愛知）**

会社員の男（30）らは、許可を受けた者ではなく、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、令和4年5月頃、医薬品であるシルデナフィルを含有する錠剤2錠を発送して販売するなどした。

令和5年2月までに、同男ら3人を医薬品医療機器等法違反（無許可販売業の禁止）等で検挙した。

5

**シブトラミン等を含有するゼリーを販売目的で貯蔵した医薬品医療機器等法違反事件（大阪）**

無職の女（26）らは、法定の除外事由がないのに、販売の目的で、令和4年12月、厚生労働大臣から製造販売について承認を受けていない医薬品であるシブトラミン等を含有するゼリー合計930本を貯蔵した。

令和5年1月、同女ら2人を医薬品医療機器等法違反（無承認医薬品の販売目的貯蔵）で検挙した。

6

**輸入禁止物である鶏ソーセージ等を輸入した家畜伝染病予防法違反事件（大阪）**

会社員の女（50）は、法定の除外事由がないのに、令和4年10月から同年11月までの間、関西国際空港において、鶏ソーセージ等合計約11.5キログラム在中の国際スピード郵便物を、中華人民共和国発の航空機から搬出させ、輸入禁止物を本邦に輸入した。

令和5年1月、同女を家畜伝染病予防法違反（輸入禁止）で検挙した。

**（3）課題と今後の取組**

保健衛生事犯については、根拠の不明確な効能等を宣伝してインターネット上で健康食品等を販売するといった薬事関係事犯が後を絶たない状況にある。

このような健康不安に乗じた事犯は国民の関心が高く、また、国民に健康被害を生じさせるおそれがあることから、関係法令の所管省庁や自治体等の関係機関と緊密に連携するとともに、サイバーパトロール等による主体的な端緒把握にも努め、悪質な事犯に重点を置いた取締りを推進する。

また、現行の法制度、運用等に存在する問題点を巧妙に利用して敢行される事犯に対しては、警察による検挙が国民の関心を高め、将来的に制度、運用等の見直しの契機になり得ることも踏まえつつ、取締りを推進する。

### 3 その他の生活経済事犯の検挙事例

<b>1</b>	<b>くろまぐろの漁獲量未報告に係る漁業法違反事件（青森）</b>
----------	-----------------------------------

会社役員の男（47）らは、令和3年7月から同年9月までの間、知事管理区分においてくろまぐろ約4万2,000キログラムを採捕して陸揚げするなどしたにもかかわらず、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までの間に、その漁獲量を青森県知事に報告しなかった。

令和5年3月までに、同男ら24人及び1法人を漁業法違反（漁獲量等の未報告）で検挙した。

<b>2</b>	<b>他人になりすましてマイナンバーカード等を不正に取得したマイナンバー法違反等事件（新潟）</b>
----------	--

会社役員の男（40）らは、令和2年5月頃から同年7月頃までの間、個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書の回答書に他人の氏名等を記載して偽造するなどして、他人名義の個人番号カードの交付を受けるなどした。

令和5年3月までに、同男ら2人をマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）違反等で検挙した。

<b>3</b>	<b>無人航空機に係る航空法違反事件（北海道）</b>
----------	-----------------------------

運送業の男（40）は、法定の除外事由がないのに、令和5年4月、屋外において、遠隔操作により、無人航空機登録原簿に登録を受けていない無人航空機を飛行させた。

同月、同男を航空法違反（登録の一般的効力）で検挙した。

## ○ 用語の説明

生活経済事犯とは、警察庁生活安全局生活経済対策管理官においてその取締りをつかさどる事犯をいう。類型は以下を参照。

なお、図表中の割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため総計が必ずしも100.0にならない場合がある。

### 1 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

#### (1) 利殖勧誘事犯

出資法(※1)違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法違反、無限連鎖講防止法(※2)違反、預託法(※3)違反等に係る事犯(捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。)

#### (2) 特定商取引等事犯

特定商取引法(※4)違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯  
なお、特定商取引法の対象となる取引の類型は以下のとおり。

- ア 訪問販売に係る取引
- イ 通信販売に係る取引
- ウ 電話勧誘販売に係る取引
- エ 連鎖販売取引
- オ 特定継続的役務提供に係る取引
- カ 業務提供誘引販売取引
- キ 訪問購入に係る取引

#### (3) ヤミ金融事犯

- ア 無登録・高金利事犯  
貸金業法違反(無登録営業)及び出資法違反(高金利受領等)に係る事犯
- イ ヤミ金融関連事犯  
貸金業に関連した詐欺、犯罪収益移転防止法(※5)違反、携帯電話不正利用防止法(※6)違反等に係る事犯

### 2 知的財産権侵害事犯

#### (1) 商標権侵害事犯

商標法違反に係る事犯(偽ブランド事犯等)

#### (2) 著作権侵害事犯

著作権法違反に係る事犯(海賊版事犯等)

#### (3) その他の知的財産権侵害事犯

(1)及び(2)以外の知的財産権侵害事犯(不正競争防止法違反に係る事犯(営業秘密侵害事犯、誤認惹起事犯等)、特許法違反に係る事犯等)

### 3 国民の健康や環境等に対する事犯

#### (1) 環境事犯

- ア 廃棄物事犯  
廃棄物処理法（※7）違反に係る事犯
- イ 動物・鳥獣関係事犯  
動物愛護管理法（※8）違反、鳥獣保護管理法（※9）違反等に係る事犯
- ウ その他の環境事犯  
ア及びイ以外の環境事犯（森林法違反、建設リサイクル法（※10）違反、水質汚濁防止法違反に係る事犯等）

#### (2) 保健衛生事犯

- ア 薬事関係事犯  
医薬品医療機器等法（※11）違反（指定薬物事犯を除く。）、毒劇法（※12）違反（シンナー事犯を除く。）、薬剤師法違反等に係る事犯
- イ 医事関係事犯  
医師法違反、歯科医師法違反、歯科衛生士法違反、歯科技工士法違反、医療法違反  
獣医師法違反等に係る事犯
- ウ 公衆衛生関係事犯  
食品衛生法違反、狂犬病予防法違反、美容師法違反、旅館業法違反、と畜場法違反、  
家畜伝染病予防法違反、下水道法違反等に係る事犯

#### (3) その他の生活経済事犯

利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯、知的財産権侵害事犯、環境事犯及び保健衛生事犯以外の生活経済事犯（宅地建物取引業法違反等の不動産事犯、関税法違反等の税法事犯、漁業法違反等の密漁事犯、電波法違反等の通信関係事犯、航空法違反に係る事犯等）

- ※1 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
- ※2 無限連鎖講の防止に関する法律
- ※3 預託等取引に関する法律
- ※4 特定商取引に関する法律
- ※5 犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ※6 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律
- ※7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ※8 動物の愛護及び管理に関する法律
- ※9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ※10 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ※11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ※12 毒物及び劇物取締法

## 第5 統計資料

### 1 検挙状況等

#### (1) 利殖勧誘事犯

図表 24 最近5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

	令01	令02	令03	令04	令05
検挙事件数	41	38	46	37	43
検挙人員	176	130	144	106	127
検挙法人数	5	3	8	5	7
被害人員	84,150	59,514	132,120	30,549	31,993
被害額(千円)	103,791,340	448,868,020	111,018,570	15,710,500	125,954,390

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

#### (2) 特定商取引等事犯

図表 25 最近5年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	令01	令02	令03	令04	令05
検挙事件数	132	132	106	111	108
検挙人員	230	204	179	251	194
検挙法人数	20	24	25	29	19
被害人員	37,849	15,447	47,931	60,190	75,977
被害額(千円)	2,703,500	21,912,140	6,342,750	10,236,850	111,462,630

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

### (3) ヤミ金融事犯

図表 26 最近5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	令01	令02	令03	令04	令05
検挙事件数	639	592	502	627	671
無登録・高金利事犯	118	106	85	60	56
ヤミ金融関連事犯	521	486	417	567	615
検挙人員	724	701	598	708	732
無登録・高金利事犯	191	197	167	128	101
ヤミ金融関連事犯	533	504	431	580	631
検挙法人数	2	5	8	3	4
無登録・高金利事犯	1	5	8	1	4
ヤミ金融関連事犯	1	0	0	2	0
被害人員	10,529	17,417	117,689	35,298	48,631
無登録・高金利事犯	10,343	17,279	117,566	35,139	48,530
ヤミ金融関連事犯	186	138	123	159	101
被害額（千円）	6,714,640	4,343,270	9,403,400	5,547,240	23,377,770
無登録・高金利事犯	6,710,680	4,341,690	9,402,900	5,543,010	23,303,040
ヤミ金融関連事犯	3,960	1,580	500	4,220	74,730

注 被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なることがあり得る。

#### (4) 知的財産権侵害事犯

##### ア 知的財産権侵害事犯全体

図表 27 最近5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	令01	令02	令03	令04	令05
検挙事件数	516	441	485	458	385
検挙人員	605	523	547	520	468
検挙法人数	52	35	40	25	41

図表 28 知的財産権侵害事犯の検挙状況（令和4年及び令和5年）

	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令04	令05	令04	令05	令04	令05
商標権侵害事犯（偽ブランド事犯等）	264	239	289	274	10	15
うちインターネット利用	217	207	238	224	5	11
うちインターネット・オークション利用	40	38	42	42	0	0
著作権侵害事犯（海賊版事犯等）	130	98	141	109	6	9
うちインターネット利用	107	83	109	85	3	8
うちインターネット・オークション利用	23	15	19	15	0	0
その他	64	48	90	85	9	17
うちインターネット利用	27	16	30	26	1	3
うちインターネット・オークション利用	10	0	8	0	0	0
合計	458	385	520	468	25	41
うちインターネット利用	351	306	377	335	9	22
うちインターネット・オークション利用	73	53	69	57	0	0

注1 令和4年の「その他」には、不正競争防止法違反（53事件）、食品表示法違反（1事件）、種苗法違反（6事件）、関税法違反（4事件）を計上している。また、令和5年の「その他」には、不正競争防止法違反（37事件）、食品表示法違反（5事件）、種苗法違反（2事件）、関税法違反（4事件）を計上している。

2 令和4年の不正競争防止法違反（53事件）には、「営業秘密侵害事犯」（29事件）を含む。また、令和5年の不正競争防止法違反（37事件）には、「営業秘密侵害事犯」（26事件）を含む。

## イ 商標権侵害事犯

図表 29 最近5年間における商標権侵害事犯の押収品の仕出国・地域（単位：点）

		令01	令02	令03	令04	令05
押収量		114,409	74,010	83,347	76,570	67,795
国内製造		13,949	3,163	18,256	1,194	1,610
国外	韓国	1,062	2,527	789	5,858	467
	中国	72,239	35,501	60,077	54,076	57,309
	香港	2,028	9,599	10	0	4
	台湾	0	567	7	142	0
	タイ	1,731	4,019	9	4,799	0
	フィリピン	54	74	0	532	0
	その他	1,449	6,399	253	863	2,142
不明		21,897	12,161	3,946	9,106	6,263

## ウ 営業秘密侵害事犯

図表 30 最近5年間における営業秘密侵害事犯の検挙状況の推移

	令01	令02	令03	令04	令05
検挙事件数	21	22	23	29	26
検挙人員	27	38	49	45	42
検挙法人数	0	1	0	1	2

## (5) 環境事犯

図表 31 最近5年間における環境事犯の検挙状況の推移

	類型	令01	令02	令03	令04	令05
検挙事件数	廃棄物事犯	5,375	5,759	5,772	5,275	5,054
	うち産業廃棄物事犯	706	801	760	678	654
	廃棄物事犯以外の環境事犯	814	890	855	836	778
	合計	6,189	6,649	6,627	6,111	5,832
検挙人員	廃棄物事犯	6,165	6,683	6,660	6,007	5,651
	うち産業廃棄物事犯	1,025	1,177	1,107	914	884
	廃棄物事犯以外の環境事犯	941	1,088	988	938	862
	合計	7,106	7,771	7,648	6,945	6,513
検挙法人数	廃棄物事犯	356	403	348	329	313
	うち産業廃棄物事犯	259	292	272	252	237
	廃棄物事犯以外の環境事犯	44	29	17	20	15
	合計	400	432	365	349	328

注 「廃棄物事犯以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等のほか、動物愛護管理法違反、鳥獣保護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

図表 32 環境事犯の類型別検挙状況（令和4年及び令和5年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令04	令05	令04	令05	令04	令05
廃棄物事犯	5,275	5,054	6,007	5,651	329	313
うち産業廃棄物事犯	678	654	914	884	252	237
動物・鳥獣関係事犯	592	533	629	585	6	7
うち鳥獣保護関係事犯	201	176	211	195	0	2
うち動物虐待事犯	166	181	187	206	3	4
その他	244	245	309	277	14	8
合計	6,111	5,832	6,945	6,513	349	328

注1 令和4年の「鳥獣保護関係事犯」には鳥獣保護管理法違反（197事件）及び種の保存法違反（2事件）、希少動植物に係る関税法違反（2事件）を計上している。また、令和5年の「鳥獣保護関係事犯」には鳥獣保護管理法違反（158事件）及び種の保存法違反（15事件）、希少動植物に係る文化財保護法違反（3事件）を計上している。

2 令和4年の「その他」には、森林法違反（85事件）、土砂・残土関係条例違反（15事件）等を計上している。また、令和5年の「その他」には、森林法違反（71事件）、土砂・残土関係条例等違反（6事件）等を計上している。

## (6) 保健衛生事犯

**図表 33** 最近5年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

	令01	令02	令03	令04	令05
検挙事件数	281	280	251	209	257
検挙人員	400	348	315	257	319
検挙法人数	23	26	23	17	23

**図表 34** 保健衛生事犯の類型別検挙状況（令和4年及び令和5年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令04	令05	令04	令05	令04	令05
薬事関係事犯	42	48	62	70	9	15
医事関係事犯	15	22	28	45	1	2
公衆衛生関係事犯	152	187	167	204	7	6
うち食品衛生関係事犯	8	11	13	15	2	3
その他	144	176	154	189	5	3
合計	209	257	257	319	17	23

注 令和4年の「その他」には、狂犬病予防法違反（135事件）、美容師法違反（1事件）等を計上している。また、令和5年の「その他」には、狂犬病予防法違反（159事件）、美容師法違反（6事件）等を計上している。

## (7) その他の生活経済事犯

図表 35 最近5年間におけるその他の生活経済事犯の検挙状況の推移

		令01	令02	令03	令04	令05
不動産事犯	検挙事件数	23	37	22	30	20
	検挙人員	44	68	31	51	40
税法事犯	検挙事件数	18	12	18	11	13
	検挙人員	64	30	36	12	21
密漁事犯	検挙事件数	245	275	248	196	188
	検挙人員	331	376	366	290	279
通信関係事犯	検挙事件数	255	197	168	161	158
	検挙人員	282	211	178	162	159
その他	検挙事件数	655	644	812	844	923
	検挙人員	774	781	913	946	986
うち鉄道営業法違反	検挙事件数	194	253	239	152	189
	検挙人員	211	273	263	161	198
うち屋外広告物条例違反	検挙事件数	64	44	43	39	41
	検挙人員	75	66	47	41	43
うち航空法違反	検挙事件数	113	86	85	79	105
	検挙人員	117	93	91	81	111
合計	検挙事件数	1,196	1,165	1,268	1,242	1,302
	検挙人員	1,495	1,466	1,524	1,461	1,485

注1 令和5年の「不動産事犯」には、建設業法違反（8事件）、宅地建物取引業法違反（7事件）等を計上している。

2 令和5年の「税法事犯」には、関税法違反（10事件）、地方税法違反（2事件）等を計上している。

3 令和5年の「密漁事犯」には、漁業法違反（146事件）、漁業調整規則違反（33事件）等を計上している。

4 令和5年の「通信関係事犯」はいずれも電波法違反になる。

## (8) 生活経済事犯に係る犯行ツール対策

### ア 預貯金口座

図表 36 金融機関への情報提供件数及び口座数

情報提供した時期	令01		令02		令03		令04		令05	
	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数
利殖勧誘事犯	251	250	193	193	228	222	230	228	516	513
ヤミ金融事犯	11,390	8,175	10,203	6,501	9,066	6,110	9,009	6,232	9,053	6,323
その他の事犯	240	239	245	244	287	286	426	418	311	303
合計	11,881	8,664	10,641	6,938	9,581	6,618	9,665	6,878	9,880	7,139

注 「その他の事犯」には、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯、保健衛生事犯等に利用された口座が含まれる。

### イ 携帯電話

図表 37 契約者確認の求めを行った件数

	令01	令02	令03	令04	令05
契約者確認の求めを行った件数	1,955	1,823	1,616	1,145	1,078
うち貸金業法違反又は 出資法違反に基づくもの	1,920	1,770	1,598	1,139	1,061

注 貸金業法違反、出資法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に基づくものを計上している。

図表 38 レンタル携帯電話の解約要請件数

	令01	令02	令03	令04	令05
解約要請件数	1,099	1,047	1,279	1,075	746
うちヤミ金融事犯に基づくもの	1,085	1,039	1,278	1,074	745

図表 39 レンタル携帯電話等の役務提供拒否に関する情報提供件数

	令01	令02	令03	令04	令05
情報提供件数	707	227	467	100	159

## 2 相談状況の調査結果

### (1) 利殖勧誘事犯

図表 40 年齢別・男女別相談件数

	男性	女性	不明	合計	割合 (%)
20歳未満	11	14	0	25	0.8
18歳未満	0	0	0	0	0.0
18歳	5	3	0	8	0.3
19歳	6	11	0	17	0.5
20歳代	193	143	3	339	10.7
30歳代	286	177	0	463	14.7
40歳代	348	250	2	600	19.0
50歳代	395	334	0	729	23.1
60歳以上65歳未満	176	133	0	309	9.8
65歳以上70歳未満	113	69	1	183	5.8
70歳代	143	136	0	279	8.8
80歳代	44	44	0	88	2.8
90歳以上	4	3	0	7	0.2
不明	69	53	11	133	4.2
合計	1,782	1,356	17	3,155	

図表 41 高齢者（65歳以上）の相談状況

	男性	女性	不明	合計
高齢者の相談件数	304	252	1	557
高齢者の割合 (%)	17.1%	18.6%	5.9%	17.7%

図表 42 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合 (%)
金銭を支払った相談	2,926	
3日未満	145	5.0
3日以上1週間未満	181	6.2
1週間以上1ヶ月未満	536	18.3
1ヶ月以上3ヶ月未満	592	20.2
3ヶ月以上6ヶ月未満	264	9.0
6ヶ月以上	774	26.5
不明	434	14.8

注 金銭の支払いのなかった相談 229件

図表 43 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合 (%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	1,235	75.0
自力で解決しようと考えていた	181	11.0
警察へ相談するのを躊躇していた	26	1.6
どこに相談したらよいのかわからなかった	43	2.6
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	107	6.5
その他	55	3.3

注1 理由が不明なものは除く。

注2 理由が複数該当する場合はそれぞれに計上。

**図表 44** 1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	976	59.2
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	118	7.2
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	4	0.2
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	173	10.5
家族、知人等周囲からの助言を受けて	195	11.8
金融機関窓口での助言を受けて	56	3.4
その他	128	7.8

注1 経緯が不明なものは除く。

2 経緯が複数該当する場合はそれぞれに計上。

## (2) 特定商取引等事犯

図表 45 年齢別・男女別相談件数

	訪問販売			通信販売			電話勧誘販売			連鎖販売取引			特定継続的 役務提供			業務提供誘引 販売取引			訪問購入			合計				
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計	割合(%)
20歳未満	7	5	0	25	15	0	3	1	0	1	1	0	1	2	0	2	4	0	1	0	0	40	28	0	68	0.6
18歳未満	0	1	0	11	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	5	0	18	0.2
18歳	4	1	0	8	5	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	14	9	0	23	0.2
19歳	3	3	0	6	6	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	2	2	0	2	0	0	13	14	0	27	0.2
20歳代	104	48	0	101	92	0	20	19	0	36	22	0	3	11	0	31	40	0	31	26	0	326	258	0	584	5.2
30歳代	131	110	0	145	144	1	26	24	0	12	8	0	6	5	0	8	11	0	39	43	0	367	345	1	713	6.3
40歳代	180	197	0	185	210	0	43	56	0	11	5	0	7	3	0	4	16	0	79	111	0	509	598	0	1,107	9.8
50歳代	263	314	1	239	239	1	74	79	0	9	6	0	9	6	0	9	5	0	172	207	0	775	856	2	1,633	14.4
60歳以上65歳未満	170	173	0	104	84	0	62	54	0	2	5	0	4	2	0	2	5	0	88	129	0	432	452	0	884	7.8
65歳以上70歳未満	192	167	1	90	76	0	60	68	0	2	5	0	2	2	0	4	1	0	72	134	0	422	453	1	876	7.7
70歳代	416	551	3	171	180	1	136	204	1	2	4	0	5	11	0	5	4	0	172	414	1	907	1,368	6	2,281	20.1
80歳代	274	499	1	69	89	0	91	141	0	0	3	0	4	7	0	1	2	0	143	508	0	582	1,249	1	1,832	16.2
90歳以上	52	84	1	11	13	0	10	24	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	33	84	0	107	205	1	313	2.8
不明	178	212	23	88	78	10	72	54	11	8	11	6	4	2	0	3	1	0	106	172	9	459	530	59	1,048	9.2
合計	1,967	2,360	30	1,228	1,220	13	597	724	12	83	70	6	46	51	0	69	89	0	936	1,828	10	4,926	6,342	71	11,339	

図表 46 高齢者（65歳以上）の相談状況

	訪問販売			通信販売			電話勧誘販売			連鎖販売取引			特定継続的 役務提供			業務提供誘引 販売取引			訪問購入			合計				
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計	
高齢者の相談件数	934	1,301	6	341	358	1	297	437	1	4	12	0	12	20	0	10	7	0	420	1,140	1	2,018	3,275	9	5,302	
高齢者の割合(%)	51.4			28.4			55.1			10.1			33.0			10.8			56.3			41.0	51.6	12.7	46.8	

図表 47 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
金銭を支払った相談	3,340	
3日未満	1,028	30.8
3日以上1週間未満	520	15.6
1週間以上1ヶ月未満	858	25.7
1ヶ月以上3ヶ月未満	215	6.4
3ヶ月以上6ヶ月未満	113	3.4
6ヶ月以上	192	5.7
不明	414	12.4

注 金銭の支払いのなかった相談 7,999件

図表 48 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	264	47.8
自力で解決しようと考えていた	129	23.4
警察へ相談するのを躊躇していた	28	5.1
どこに相談したらよいかわからなかった	28	5.1
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	65	11.8
その他	38	6.9

注1 理由が不明なものは除く。

2 理由が複数該当する場合はそれぞれに計上。

**図表 49** 1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	206	40.4
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	34	6.7
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	1	0.2
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	75	14.7
家族、知人等周囲からの助言を受けて	117	22.9
金融機関窓口での助言を受けて	7	1.4
その他	70	13.7

注1 経緯が不明なものは除く。

2 経緯が複数該当する場合はそれぞれに計上。

### (3) ヤミ金融事犯

図表 50 年齢別・男女別相談件数

	対面			非対面			合計				
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計	割合(%)
20歳未満	3	5	0	14	17	0	17	22	0	39	1.0
18歳未満	1	2	0	5	1	0	6	3	0	9	0.2
18歳	1	0	0	1	4	0	2	4	0	6	0.2
19歳	1	3	0	8	12	0	9	15	0	24	0.6
20歳代	39	19	0	548	219	1	587	238	1	826	20.9
30歳代	40	18	0	508	147	1	548	165	1	714	18.0
40歳代	52	33	0	445	178	0	497	211	0	708	17.9
50歳代	54	30	0	413	193	0	467	223	0	690	17.4
60歳以上65歳未満	34	16	0	114	70	0	148	86	0	234	5.9
65歳以上70歳未満	18	15	0	80	54	0	98	69	0	167	4.2
70歳代	24	31	0	70	74	0	94	105	0	199	5.0
80歳代	4	4	0	28	24	0	32	28	0	60	1.5
90歳以上	1	0	0	2	0	0	3	0	0	3	0.1
不明	23	6	2	188	49	49	211	55	51	317	8.0
合計	292	177	2	2,410	1,025	51	2,702	1,202	53	3,957	
対面・非対面の割合(%)	471			3,486							
	11.9			88.1							

図表 51 高齢者（65歳以上）の相談状況

	対面			非対面			合計			
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明	計
高齢者の相談件数	47	50	0	180	152	0	227	202	0	429
高齢者の割合(%)	20.6			9.5			8.4	16.8	0.0	10.8

図表 52 最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
金銭を支払った相談	3,082	
3日未満	184	6.0
3日以上1週間未満	126	4.1
1週間以上1ヶ月未満	498	16.2
1ヶ月以上3ヶ月未満	390	12.7
3ヶ月以上6ヶ月未満	212	6.9
6ヶ月以上	563	18.3
不明	1,109	36.0

注 金銭の支払いのなかった相談 875件

図表 53 警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	72	5.7
自力で解決しようと考えていた	781	61.4
警察へ相談するのを躊躇していた	147	11.6
どこに相談したらよいのかわからなかった	28	2.2
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	174	13.7
その他	70	5.5

注1 理由が不明なものは除く。

注2 理由が複数該当する場合はそれぞれに計上。

**図表 54** 1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	697	57.2
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	17	1.4
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	4	0.3
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	175	14.4
家族、知人等周囲からの助言を受けて	172	14.1
金融機関窓口での助言を受けて	17	1.4
その他	137	11.2

注1 経緯が不明なものは除く。

2 経緯が複数該当する場合はそれぞれに計上。